

平成30年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成30年12月10日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|--------|-----------|
| No. 1 | 14番 | 大石雪雄君 | (P11～P22) |
| No. 2 | 2番 | 鈴木武男君 | (P23～P38) |
| No. 3 | 6番 | 南館かつえ君 | (P39～P44) |
| No. 4 | 7番 | 藤田節夫君 | (P45～P57) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇14番 大石雪雄君

1. 学校教育について
2. 生涯学習について

○14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして、一般質問を始めます。

学校教育について。質問要旨ですが、中学校の部活についてですが、陸上部が一中にあるが、二中にはないということで質問に入れてあります。これに対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えします。

まず1点目、部活動で陸上部が西郷一中にあるが、西郷二中にないのはなぜか示せということでございますが、部活動につきましては、中学校学習指導要領の総則のところ、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養と、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであること、さらには、学校や地域の実態等に応じて運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにすることと示されております。

これらの趣旨を踏まえて、西郷第二中学校においても、これまでその時代ごとに生徒の要望や学校の実態に応じて部活動の新設や統廃合などを行ってきております。その結果、現在は11の部活動が常設されておりますが、ご質問の陸上部はこの中にはありません。今年度、1名の保護者から新設の要望があったと聞いておりますが、その後、ほかの生徒や保護者からの要望がなく、新設には至っていないということが現状であります。

しかし、議員もご承知だと思いますが、陸上競技等に関しましては、他の運動部との大会が異なるため、可能な限り生徒の個性伸長を図るために、特設陸上部として設置し、期間限定での活動を行っております。そして、陸上大会などにも参加しており

ますので、今後もこの特設部としての活動は継続していくということであります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。

○14番（大石雪雄君） 再質問を始めます。

教育長がいろいろと答弁をさせていただいたわけですが、一中に陸上部があって、そして二中には陸上部がないと。小田倉小学校と西郷二中は、一貫校にはならないけれども小田倉からそのまま西郷二中に入っていくという中で、学校に要望は1件しかないということでありますけれども、要望がないから陸上部ができないんだというふうな答弁に聞こえる節もあるんですが、実際は、陸上部に所属して小田倉で上げた成果並びに成績をもっとわざを磨いて、そして進んでいきたいという子どもさんは数多くいるわけですね。

ですから、学校というのも、私たちが学校を上から目線で見たいけないというのと同じように、上から目線のような形で1件しかないからつくらないんだという、その節が私には理解できないと。例を挙げれば、小田倉何年度卒だかちょっとわからないんですが、お母さんと毎日練習しているんですね、マラソンの練習を。お母さんが車で前を走って、後ろを子どもさんが走ってという形で、学校に陸上部がないことによって親が一生懸命指導しているという点、これもまた、別な意味から見れば、すばらしい一つの成果かなとは思っています。

それで、答弁の中で特設陸上部があるんだという答弁がありました。スポーツというのは大会に向けてだけの特設が果たしていいものなのかどうなのかと、俗に言う心技体、スポーツに対しては心技体が全てのものだという観点からいくと、特設で心を鍛えられるのかと、わざを鍛えられるのかと。体はそれなりに鍛えられるかもわかりませんが、ちょっと理解できないなど、そのように思っております。

来年度入学する生徒の中には、既に郡において1位2位を争う優秀な生徒がおります。日々の練習があって、そして大会にも成果が上げられるということは、私が言うよりも、校長先生を歴任した教育長が言わなくてもわかっていると思うんですね。

小田倉小学校を振り返りますと、合唱部があって、吹奏楽部があって、陸上部がある。クラブになるかもわからないですが、中学校でいう部活動的なものを置いてあるんですね。ですから、私はあえて申し上げますと、ぜひ、上から目線で言うんじゃないんですが、一中にもあるんだから二中にもつくったらいいんじゃないのと、極端な意味でそう申し上げたいんですが、教育長の考えとしてはどんな考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 西郷二中にもつくったらいいのではないかとということのご質問ですが、先ほど要望が1件しかないということは、上から目線とかではなくて、やはり議員の今のおっしゃったとおり、たくさん陸上をやりたいという子どもたちもいると思います。ただ、この部活動は、教育委員会がつくれと言ってできるものではなくて、やはり学校の実態に応じてつくるものでありまして、多分西郷二中でもやはり陸上部があったほうが良いと思っている子どもたちも多いと思うんですが、現在、西郷

二中の生徒数と教職員数の実態からいきますと、今年度、学級が1つ減ったために、いわゆる県でつくっている定数というのがありまして、教職員が2名ほど減ってしまったんですね。そういうことがありまして、現在15名で11の部活動の顧問をしているわけですが、学校は顧問は1人ではなくて複数の顧問体制をもって運営したいというふうに、これは安全面とかそういうことで考えているということでもあります。

やはり、このような現状から申し上げますと、サッカー部がちょっと今存続できない状況になっているということもありまして、現状からいきますと、今後部活動についてはさらに精査をして、数を減らしていかなければならないような実態にあるということでも伺っておりますし、やはりそういう中で陸上部ということ常設の部として新設するということが、なかなか学校のほうでは難しいと考えているようでございます。こちら、そういう実態もわかりますので、今議員のおただしにあったように、二中にも陸上部をつくれということの、つくったらどうだということは、ちょっと今は言えないのが現状でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長の答弁をいただきました。

さらに質問を続けさせていただきます。

来年度からサッカー部がなくなると。数年たつと、二中は野球部がなくなります。小学校でソフトをやっている子は、5年生、4年生は一人もいません。3年生で1人です。もう全部、部活なくなってしまうんじゃないですか、そういう意味からいくと。

2つ3つにあわせてこの件についてコマメに出してありますけれども、現に二中学区から一中学区に通学している子がいるのを教育長はご存じですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） はい、二中学区から西郷第一中学校に通学している子どもがいることは承知しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私が一番心配しているのは、じゃその子はなぜ一中に行っているかという、柔道が強いから行っているというんです。さらに今後、小田倉のスポーツの関係している子どもさんたちは、一中に陸上部があるから一中に行きたいという考えの子も多分に多くなるんですね。いるんですね、現にもう。

そういうところからいくと、もう学区制は外して、どこにでも学校いいよと、自分の望む学校に行ったほうがいいよというふうな形をとるような形になっていってしまうと思うんですね。例えば、私は陸上、僕は陸上がすごく速いんだと、中学校の3年間は陸上部に入らなくても、後、高校でやればよいという答弁もあるかもわかりませんが、特色のある教育をするには、やっぱり受け皿のほうも考えていく必要があるのかなと、そのように思っております。

また、さらに教育長が、顧問がいないからと。片っ方は生徒がいないからと。そうしたら、もう部活は成り立たないんじゃないですか。多分に私はその辺について苦慮しているところであります。1学級減れば、2名の先生が配属にならないと。2名の

先生が減れば、それだけ手詰まりになる。言っていることも、それもわかります。そうしたら、また子どもが偏った場合には、また学級が減って、また先生2名配属が、1名足りなくて配属にならない、学級が編制できないという状態になっていったら、どうなんですかね、これ。私も大変難しい節なのかなと。もちろん、だからといって教育長から学校をお任せしている校長先生にこうしろということは多分に言えないし、私もじかに学校に入って行って、村民の声を校長に伝えることも1つなんです、なかなかそういうことも、何か上から目線になってしまうという観点から無理が生じて、こういう場所で発言しているわけですが、門違いな話をしているかもしれません。

ですが、先生が少なくなると、1学級が減ることによって先生が2名少なくなるという観点からいけば、現場の先生方もやっぱり考える必要あるんじゃないかなと思うんです。大々的にどのスポーツが花形で、どのスポーツが花形じゃないということは出せませんが、数年後にスポーツでも花形の一つである野球部がなくなるであろうということ考えたときに、ちょっと寂しいなという感じしております。

ですから、やはり子どもの夢をかなえてあげると。学校だから成績が優秀な、平均的にしても、いずれにしても優秀な学校運営がされていけばいいんだというものではないのかなと、そのようにも考えております。

それから、顧問の件なんです、顧問がいなかったら、教育委員会で顧問というか外部コーチ、考えたらどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

顧問の件につきましては、今議員のほうからありましたが、今現在も外部指導員が入っている部活もあります。また、国や県では、いわゆる部活動指導員という制度を導入いたしまして、つまり、学校の先生がついていなくても、その指導員の方に指導から、それから大会への引率とか、それから教育的なもの、人間性を高めるといふ本来の目的であるそういう教育的なものも含めたものを全面的に任せていこうという、そういう趣旨での部活動指導員ということで今進んできておりますが、現状、西郷村では中学校の校長先生方とも相談をしているんですけども、現在は西郷村ではその制度をまだ導入をしております。

また、県でも要望のある市町村に対して人員を配置するわけですが、結局、地元でそういうことに専念して指導に当たっていただける人材というのはなかなかいないので、要望している市町村でも人員が確保できないのが現状であります。今、ここら辺が本当に大変難しい問題で、私も議員が心配しているように、部活動の数、それから生徒の数、本当に子供たちがいわゆる自分たちの自主性に基づいた活動ができる、そういう部活動の種類が少なくなっていくということは、やっぱりあると思います。

やはりそういうときに、学校のことに関しましては、今後、西郷村での中学校の形がどういう形がいいかということは、今検討も進めておるところですが、もう一つは、やはり学校から部活動を離していく、そういう傾向に今あります。欧米ではもう随分昔から、いろいろなそういう運動面、文化面の子どもたちのそういう活動は、学校か

ら離れて地域が担っている実態があります。西郷村は、幸い地域型の総合スポーツクラブがありますが、まだ陸上までカバーはできていません。今後は、やはり地域のそういう指導者との協力によって、学校の枠を超して子どもたちが取り組みたいスポーツ、運動、文化面もそうですが、そういうものがやっていただける、そういう受け皿ができれば一番いいのかなと思っております。

いずれにしても、部活動指導員の制度につきましては、国・県が進めておりますので、今後、可能性についてといたしますか、必要性について、校長先生方とも相談をし、財政面の負担も伴うものですから、その辺のことについては検討課題であると考えております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 昔の常識、今の非常識。昔の非常識、今の常識。どっちにとられるのかわかりませんが、全てが上から目線で、もう学校は部活は徐々になくなっていくんだと、どっちにとられるのか、本当に理解に苦しむところであります。

子どもは宝だと、子どもに対していろいろな援助というか、予算をつけて、子どもが多くなるようにやっている一方、それではスポーツはどうなんだといったら、地域の人にやっていただきたいんだと。そのような方向に来ているとすれば、私はちょっと寂しいなど、そのように思っております。

そういう指導的なものに対してストップかけられるものではないんですが、俗に言う、昔で言う学校、知徳体を重視して、そしてその知、そして道徳、生きる道を教えて、体を鍛えようと、一方ではスポーツで心とわざと体を鍛えさせるんだということ、心技体という言葉があって、全てに礼に始まって礼に終わる、スポーツになくはならないものを教えていたような気がするし、今もその方向に進んでいると、そのように思っております。

昨今、昨日もスケートで16歳の女性の選手が優勝しました。卓球もしかり、かなりのスポーツで二十前の子が活躍していると。これは、昔の常識で考えられない非常識な、本当にうれしい状態なのかなと、そのようにも思っているし、学校週5日制が平成2年から導入されて、子どもたちに対する余暇ができて、上からの今後の話ではないですが、あらゆるサークルで練習をしている姿があらわれているのかなと、そのようにも思っております。

とにかく、学校の運営は校長先生に任せてある以上、校長の判断でどうにでもなると思うんですね。

次の質問に入りますけれども、小田倉小学校に合唱部があって、そして、多分小田倉小学校の合唱部、合唱クラブになるんですか、平成3、4年のころに発足されているんですね。当時は、村から50万円の原資をいただいて、吹奏楽の創設のもとになって、そして地域の学校ということで地域の人をお願いしたり、あとは文化スポーツ後援会費を1軒1,000円ずついただいているものですから、それを補って、吹奏楽が誕生したということです。

吹奏楽が誕生した折にです、当時の校長先生は、吹奏楽だけではやはり価値がない

ということで、小田倉小学校に合唱部ができました。合唱部ができるとともに、当時の校長先生は音楽祭を発足させて、現在に至っているという経緯があります。校長先生の考え方で学校はどのようにでも進んで行くということを私は平成2、3年に感じ取っております。

そういう中で、今ほど言った平成2、3年に発足した合唱部が小田倉小学校にあって、いまだに特設の合唱部しかできないというのは、私はおかしいと思うんですね。合唱クラブですか、部ですか、ちょっとその辺かけ離れたところがあるんですが、やはり一貫校ではないけれども、小田倉から西郷二中に行くんだというときに、小田倉にあるんだから二中でもやるかという気持ちにならないのかなと思うんですね。

こういうものも進んで考えているのかどうか、ちょっと教育長にお伺いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 合唱クラブ、合唱部のことについてお答えいたします。

私も議員同様、小田倉の合唱と吹奏楽、本当に子どもたち一生懸命やっていますし、先生方も熱心に指導していただいている、今も成果をおさめている。そういうことは、中学校でも十分承知していると思いますし、合唱については、これも現状ですが、やっぱり特設で対応せざるを得ないような状況になっていると思います。私としてということでは、なかなか難しいんですが、やっぱり本当にそういう議員のおっしゃる小田倉にあって西郷二中にもあればいいなということの意見は、十分に私も理解できますが、それについて学校のやっぱり現状を考えますと、それ以上私のほうからは何とも申し上げられない状況ですが、ただ、これも本当に今年度、熊倉小学校も特設合唱部ができ上がりまして、これは本当にありがたいことだと思っております。

こうなりますと、今度は西郷第一中学校には特設合唱部しかないんですね。やっぱりそういう流れもありますので、全体、全てカバーできる数の部活が学校にできない現状があるということで、私はやむを得ないのかなというふうに理解しているところです。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 合唱に対して質問しているんですが、余談でもう少し小学校について話したいと思います。

吹奏楽部、先ほど言ったように、平成2、3年にできました。当時、私、議員だったものですから、吹奏楽の予算を二中にぜひとっていただけないですかということをお願いしたところ、50万円つけていただいたんです。それで、同時に中学校で副会長をやっていたものですから、校長先生とPTA会長と3人でお話をしました。予算ついたので、西郷二中で吹奏楽やりますか、一中には既にあるんだし、努力しなければならないんじゃないですか、そんなの要らないと、故人である校長先生は申しましたね。じゃ、私、小学校のほうに話してみますからと。返納できませんからね、もう予算とってあるんですから。それで、小学校の校長先生にお話ししたら、ぜひやってみようということで吹奏楽が誕生したといういきさつを記憶に新しく持つ

ております。

それから何年か後ですよ、西郷二中に吹奏楽ができたということは、本当にうれしい限りであります。それも、なかなかできない中での吹奏楽の誕生だと。当時、村から幾ら予算出たのかはわかりませんが、忘れてしまいましたけれども、やはり原資50万でつくった吹奏楽というところに、小田倉の吹奏楽は頑張っているんだと。そして、その子どもたちが、小学校で演奏していた子どもたちがそのまま西郷二中に行くんです。だから、楽譜さえ任せれば、きっと弾けると思うんですね。多少なりとも指導なければできないかもわからないんですが、ある程度は、裸の子どもよりはランニング着てという形からいくと、すごい楽な節かなと。

そういうことを観点に置きますと、小田倉の音楽というか合唱の方々は、毎日歌っているんですからね。二中に行ったって先生1週間に1回指導すれば、自分らだけで歌えるんじゃないかくらいなのかなと。だから、やる気があるかないかだと思うんです、私。学校自身がよしやってみようという、平成2年から4年までの校長先生だったら、きっとやりますよ。

また、繰り返しますが、スポ少で優勝して、ソフトで優勝して、校長先生に持っていったら、ある校長先生は、何でこんなの持ってくるんだという顔ですからね。立場上、私も今の立場ではありませんから、一般の平民が優勝したので校長室に置いてくださいと言ったら、何でこんなの持ってくるんだという感じだったですよ。ですから、やはりスポーツの好きな校長先生もいるし、いや、俺の学校は能力でほかに負けなければいいんだという校長先生もいるだろうし、それは学校カラーの一つかなとも思うんですね。

ですから、いろいろ取りとめのない話を優秀な教育長さんに話すべきものではないんですが、私の声でもあり村民の声でもあるということ、ぜひとも教育長に理解していただいて、上から目線ではなく、下から目線で、どうぞ校長にお願いしていただけないですかね。

あえて言えば、陸上部がないから校庭の草があんなに生えるんですよ。サッカーがなくなるから、また校庭の草が生えるんですよ。来年どうするんですかね。ということで、今回のこの件についての質問は終わります。

さらに、別な質問を続けてまいります。

生涯学習についてであります。

5番目、大変失礼しました。ちょっと熱くなって、次の質問を抜かしてしまいました。

学校給食費の納入が、農協の独占的な口座引き落としになっているようなんですが、いろんな理由があって窓口1つになっていると思うんですが、これはどうしてなのか、お答えいただきたいと思うんですが。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 14番大石議員の学校教育についての5番目、学校給食費の納入が農協の独占的な口座引き落としとなっているようだがなぜかということに

お答えいたします。

現在、給食会計は私会計で行っております。給食費の徴収は各学校で行い、学校給食センターへ納付し、納入業者へ学校給食センターが行っております。

古くは、学校給食は昭和37年から単独校方式により、村内小中学校で開始しております。会計につきましては、校長が学校給食費を取り集め、これを管理してきました。昭和53年3月に学校給食センターが完成し、同年4月より共同調理場方式で運営を開始しております。給食費の徴収金は学校で管理し、給食センターへの食材会計ということで振り込まれております。これは現在まで続いております。

ご質問の学校給食費の納入が農協の独占的な口座引き落としとなっているのはなぜかということですが、学校には給食費をはじめ学級費や教材費、今ではありませんが、学童貯金という集金業務があり、農協がその集金事務の一端を担っておりました。その経緯や、給食費を取り扱う金融機関を多くすると学校事務が煩雑になるということから、農協単独になったと聞いておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） いろいろ課長のほうから答弁がありました。いろいろあるんだなど、そのように思います。

それでは、西郷村で農業関係で収入を得て、農協の口座を利用している人はどのぐらいいるんだろうと。調べると言ったって時間がかかるからそれはないんですが、それをぜひ、この質問を終わった後に調べていただきたいと。さらには、サラリーマンとして、また勤めを持って他銀行・金庫を利用している住民の人はどれぐらいいるんだろうということを、ぜひとも課長に、できる範囲内でいいから調査してみてもどうかと、そのように思います。

というのは、学校が給食費を管理して、それを給食センターに納入していると。一括のほうが楽だということでありましょうし、仕事が先ほどの教育長の答弁では、もうご存じのように中学校は大変忙しい場所なんだという中からいくと、確かに受け入れるほうもそのほうが楽かもしれませんが、農協との口座のない人は、小学校に上がると同時に口座をつくらなければならないと。会社なり職場から振り込まれた金庫、銀行のやつでは納入できないと。それで、南堀切の農協まで行って口座をして、南堀切の農協まで行って振り込んでこなければならないと。手数料が54円取られると。

そういうところからいくと、やはり2万人の村になっているんですから、それだけに多方面から西郷に住んでいる方も大変多いと思うんですね。もっと優遇できるような方法をぜひとればとっていただき、とれなければ今までどおりでいいでしょうけれども、もうちょっと有利な方法、ないのかどうか検討していただきたいということで、この件についての質問は終わります。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 今のご質問、他の金融機関等ということでお話がありました。また、先ほどと同じような答弁になってしまいますが、現在、給食費の納入は学校事務として行っております。納入につきましても農協において行っております。

その他、督促状発布とか滞納整理等については事務を学校で行っており、かなりの煩雑だと聞いております。他の金融機関が参入すると、学校事務がさらに煩雑するということですが、また先ほど調査をしてはというお話もいただきましたので、学校との協議をしなければなりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私は無知なところがありますが、携帯電話で支払いしている時代に、どうなのかなというところ、本当に教育委員会でもう一回洗い直して、学校の関係者とぜひ話し合いをしていただきたいなということで、その件については終わります。

生涯学習についてであります。今年かな、去年度からかな、西の郷ロードレースが開催されないのはなぜなのかということで、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 生涯学習についてのおただしにお答えいたします。

西の郷ロードレースが開催されていないのはなぜかということですが、西の郷ロードレース大会につきましては、平成3年に第1回大会を開催して、平成29年度に第27回まで開催をいたしました。大会の開催場所、時期、それから内容については、前年度までの反省や参加者からいただいた意見などを取り入れまして、西郷村の特色や魅力があらわれる、そういう大会にするために、西の郷ロードレース大会実行委員会ということで検討、決定してきております。

そういった中で、平成28年度第26回大会までは、ご存じのように村民野球場を主会場としたロードレース大会を実施しておりましたが、近年の道路事情やちょうどその時期に類似するロードレース、各地で開催されておりますことから、平成29年度の第27回大会から時期を8月にずらしまして、場所も甲子高原こども運動広場に移動して、第27回西の郷ロードレース大会兼第1回西の郷クロスカントリー大会ということで実施をしたということでもあります。

今年度の28回大会を実施するに当たりまして、ロードレース大会という名前を継続するかどうか検討していただいたんですが、前回参加した方が、クロスカントリー大会という中身にもかかわらず、ロードレース大会という名称がついていたものですから、誤解をされる、そういう可能性があって、ロードレース大会という名称を外して、西の郷クロスカントリー大会というふうに変更といいますか、そういうふうに絞って実施したところなんです。これには、この大会をより魅力がある大会とするために、参加者、関係者の声を聞き、改善をしていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長もいろいろ苦慮しながら、長く続いた歴史のロードレースをやめて、そしてクロスカントリーの大会に変更したと。大変教育長自身も、歴代の教育長が続けてきたものに対して変更していくというのも、これも時代の流れなのかなと、そのようにも思っております。

私の信条というか、自分で一つの言葉に、まずはやってみようと、まずはやって

みろというのが一つの建前として持っております。それで、第1回目ときの大会は結構緩やかだったものですから、選手の方々も大変苦境に立つようなことはなかったんですが、今回は8月の一番暑い時期にあの急な坂を親子連れで上れと言われたら、参加した人は勇気あるなと思うんですね。

ですから、まずはやってみろから始まって、大会要綱を少しずつ変えていかないと、小学生の子は二度ともう出たくない、あの坂をあの暑い時期に上るのは嫌だと言っていましたね。ですから、やはりだんだん子どもが参加しないと、参加する人数もどんどん少なくなっていってしまうという中で考えると、やはり場所、年齢に合ったようなクロスカントリーをやっていたきたいと、そのようにも思います。また小田倉小学校は、今回5・6年生が全国大会にクロスカントリーで行っているということは今のはやりなのかなと、そのように思いますが、やはり多数の方が参加できる方法を案じてほしいなと、そんなふうをお願いしたいと思います。

それで、ロードレースなんですけど、これ別大会で簡単にはできないですかね。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今のおただしの件ですが、第2回目、クロスカントリーやって、スタートとゴールを自然の家にしたということがありまして、最後、昔のスキー場の坂を上るというコースどりをして、これも実行委員会でいろいろ議論したんですね、それで大変だろうと。実際、子どもたち大丈夫なのかということで、川谷小の子どもたちに実際走ってもらいまして、大丈夫だと。親子連れまではちょっとあれはやらなかったんですが、でも、今ご指摘があった件で賛否両論あると思います。

ロードレース大会を別にというお話なんですけど、現在の実施する主体であります担当課とか、なかなかやっぱり事業もたくさんあって難しい面もあります。ただ、やっぱりロードレース的なコース、例えば堀川ダム周辺とか、赤面山の登山口の駐車場あたりまでとか、そういうコースどりも今後アイデアを皆さんから出していただいて、クロスカントリー的な楽しみもあってロードにも出られるような、そういうコースができるかどうか、多くの皆様のご意見をいただきながら、また実行委員会のほうでアイデアを出して、別大会というのはちょっと難しいと思うんですが、そういう意味で、ロードレースを走るおもしろさも含めたような改善といいますか、そういうのは検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 何で変わった、なくなろうとするロードレース大会を開催したらどうかということ言うかと申しますと、今回、ふくしま駅伝ありましたよね。本当に惜しかったなと、そのように思うんです。子どもって、子どもじゃなくても中学生、高校生あたりは学校データがあるからある程度わかっても、社会人のデータってどこから拾っていくのかなと思うんですよね。ロードレース大会があることによって、ある程度職場対抗的なロードレースになると、職場での優秀な人がロードレースに出ることによって、記録の発掘につながるのかなと思うんですが、できるできないは別としても、それも検討してみたらどうかなと思うんですが、やはり大会に出る以上は、

村の部じゃなくて、県内1位になってもらいたいなど。だって、石川町なんか置きかえてみると、やはり学法石川があるということで、強さが全然違うのかなということでは考えております。ぜひとも、それも私から言う検討はおかしいんですが、考えてみていただきたいなということで、この件についても終わります。

次ですが、野球場にて太鼓などを使って応援ができないとのことだがなぜかということでお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 14番大石議員の一般質問にお答えします。

質問事項2、生涯学習についての2、野球場に太鼓を使っての応援ができないとのことだがなぜかのご質問でございますが、西郷村村民野球場は、平成5年のオープン以来、スポーツ少年団や中学生、大人の大会や練習において多くの方々にご利用いただいております。また、平成7年にはふくしま国体の軟式野球大会会場として全国からの選手をお迎えしております。

今回の野球場での太鼓等を使用しての応援ができないという件でございますが、近隣の住民の方より、応援時の音が非常にうるさいとのご意見が寄せられました。近隣からのご意見が一部ではありますが、太鼓等の鳴り物の応援の自粛、また行政区入り口に看板を設置し、大会等がある場合には事前に周知することで対応しております。

今後は、近隣住民の方、野球場利用者の双方に快適に生活、また応援ができる環境整備に向け、さまざまな取り組みを行い、ご理解をいただくよう対応してまいりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長とは生涯学習課で何度となく意見のやりとりをしております。理解できる反面と理解できない反面が交差しているのが実情であります。

生涯学習課の理念ということで、教育基本法の中の第2条に、生涯学習課ってこういうふうに進んでいるんだなという一つの建前がうたってあります。国民一人一人が、これ村民一人一人でも問題ないと思うんですが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる社会の実現が図られなければならないということでありました。

やはり、人格形成の間に野球場で太鼓たたいていけないんだという張り紙を見たときに、どういう感じをとるのかなと思うんですね。ですから、できれば時間帯を見ながらやれる方向も一つなのかなと。そして、村民の人にも理解していただくと。毎日やっているわけじゃないですからね。白河の、何の森公園だったっけ、運動場がありますよね。年に1回の3日間くらい、電気こうこうとつけて、どンドン歌声から何かそれこそすごいと思うね、あれ。それだって、白河の人、苦言出しているんですかね。それから見たら、時間を見計らって、年に数回とないものに対しては、村民の人に理解をいただくということも視野に、ぜひとも課長に努力していただきたいと。

そういうことで、短く、1時間で終わりたいものですから、短くお願いします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 大石議員の一般質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、今後は近隣の住民の方、また野球場利用者の双方に、快適に生活、また応援ができる環境整備に向けて、さまざまな取り組みを行いますので、どうぞご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 最後に一方的な私の考えを示したいと思うんですが、中島の運動公園、引き続き運動公園ができる方向に来ていると思うんですが、せっかく運動公園をお金をかけてつくって、今度は声がうるさい、何がうるさいといったら、使うのに気を使いながら使わなければならないということも考慮しなくてはならないということを、あわせて私は心配しているわけでありますので、ぜひその辺は課長に、苦言が来たら説得をお願いして、私からの質問は以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁。

○14番（大石雪雄君） いいです。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、一般質問の途中でありますが、午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第2、鈴木武男君の一般質問を許します。2番鈴木武男君。

◇ 2 番 鈴木武男君

1. 西郷村の人材育成プランについて
2. 西郷村の防災計画について
3. 西郷村の鳥獣対策について

○ 2 番（鈴木武男君） それでは、通告順に従い、2番鈴木より一般質問をさせていただきます。

本日は3件の質問をさせていただきます。

まず1件目ですが、西郷村の人材育成に関して質問させていただきます。

現状では、西郷村としましては、保育園等の幼児教育、幼稚園、小学校、中学校等学校教育行政を行って、さらには生涯学習等がございます。それが教育行政全体としまして、私は今日は人材育成という定義で質問させていただきます。

不足と欠いているところは、子どもさんのところの幼児教育のところでは親御さんに対しての教育ということと、民間のところの人材育成ということかなと思っておりますので、そこにポイントを置いて説明させていただきます。

当村の第四次総合振興計画、こちらのところに出ていますところですね、基本理念のところ、むらづくりは人づくり、まさにそのとおりでございます。誰もが誇りに思える人づくりのシステムが西郷村としても必要かと思っております。人づくりすなわち人材育成システムを構築させることが、数多くの効果が出てきます。その狙いの一つに、高橋村長が決意表明されました企業誘致にも必ずつながってくると思っております。その企業誘致に関しては、私も自動車産業、それから医療機器、医薬品関係の各種セミナーに参加させていただいております。そこで、企業さんのほうで要望されているのは、物流などの立地条件等は当然ございますが、何よりも優秀な人材が確保できるかということが非常に大きいことだったそうです。当時、愛知の企業さんが東北進出のときに最大の効果は優秀な人材が東北には多いということを言われていました。そのときには、ぜひ東北の方、愛知のほうにも来てほしいということが講演の中でも出ておりました。

医薬品、医療機器関係の会社は県内にもたくさんありますけれども、そちらを訪問させてもらったときにも、人材育成に関しての取り組みが行われていますが、やはり人材育成の課題がたくさんあるとお聞きしております。企業は人なりとの言葉もあります。企業などの経営資源は今も昔も変わらず、人、物、金、情報、最近では情報が非常に多いところがありますが、IoT、AI等がいろいろ出ていますけれども、やはりそれを動かすのにも人、人が大切だということを重点的に思っております。

国際的な観点でも、品質システム、ISO9001、環境システムのISO14001、医療機器関係のISO13485、さらには自動車関連ではISOの16949、これらいろんな規格要求があります。企業がそういう要求事項に沿って活動しております。非常にその中でも共通しているのが、人材育成ということになります。

したがって、どこの企業なども優秀な人材を求めています。高学歴だけでは決し

てなくて、特徴ある人材育成、そういったところでもしも当村がその人材育成、特徴ある人材育成をしているならば、必ず企業誘致につながってくるものと確信しております。最終的には、企業から西郷村に来たいというところになってくれば一番いいのかなと思っております。西郷村では、むらづくりは人づくりを実践できる村だとアピールしていきたいものです。

改めて質問に移ります。

村民サービスの実現に向けたまず職員の人材育成に関して、規定、手順、マニュアル等がございましたらお伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 2番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村の人材育成についてということのご質問ですが、村では、平成27年7月に西郷村職員人材育成基本方針というものを策定しまして、職員の人材育成に取り組んでいるところでございます。職員には、職務に専念することは無論のことですが、使命感を持って現在の業務を着実にそして適切に遂行していくことが求められます。また、問題発生時には、ビジョンを持ち、先々を見通しながら住民の視点に立って問題を解決したり、また村の方針に従って改革に取り組んだり、また効率的業務を行う能力といったものが必要となってきます。

そこで村では、職員として業務を遂行する上で発揮しなければならない能力、意識、行動の育成のため、3つの基本理念を掲げております。1つ目としまして、基本を身に付け、住民に理解と信頼を得られる職員というものを目指すということでございます。2つ目としまして、ビジョンを持って住民の視点に立ち実行し、成果を出す職員を目指すということでございます。3つ目でございますが、職員育成のための組織づくりを行うということでございまして、以上の3つを人材育成の基本理念として掲げて、育成を行っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君の再質問を許します。

○2番（鈴木武男君） 2番。

職員の人材育成については、理解いたしました。そこで、具体的に本年度の予定もしくは実施した主な人材育成の計画及び実施について伺います。総務の内容でも結構ですので、お願いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） ご質問にお答えいたします。

村では、4項目の研修というものを通じて職員の人材育成を行っております。

まず1つ目でございますが、基本研修という項目で、ふくしま自治研修センターで企画運営する研修というものに参加しております。ふくしま自治研修センターでございますが、福島県内の市町村職員及び県職員が参加しまして、新規採用職員の研修から各職務段階に応じた内容を学ぶための基本研修、さらに、個別専門的な知識の習得や村職員として必要な事項を学ぶ選択研修などを受講するということになっております。

2つ目の項目としましては、外部研修というものもございます。外部機関が実施し

ます高度専門的な知識・技能の習得や最新の制度、動向について知識習得を目的として受講しております。主に、東北自治研修所や日本経営協会などが行う専門性の高い研修をすることになっております。

3つ目の項目としまして、自主研修というものがございます。村で抱えている問題や行政課題に対しまして、先進地視察等により問題を解決することや政策に反映させるといったことを目的として、研修を実施しているところでございます。これまで行いました例で申し上げますと、認定こども園、農産物直売所、バイオマス関係の環境問題の問題解決及び効果的な政策立案を目的としてこれまで実施されたというふうな例がございます。

最後、4つ目の項目でございますが、職場全体研修というものも行っております。役場職員全体を対象とした研修で、会場に講師を招聘しまして研修を行います。主に、待遇、メンタルヘルス、コンプライアンスなど職員共通の事項をテーマとしまして、職員の資質向上、健康管理等、側面からバックアップすることを目的として行っているところでございます。

このように、4項目のさまざまな研修の形態を組み合わせまして、住民の視点に立った業務を遂行できる職員の能力、意識、行動を育成するため、研修を実施しているというところでございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） よくわかりました。これからも職員のモチベーションが上がり、さらなる行政サービスに向けた取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

かねてより、職員さんの職場異動等があつて、職種が違ふ、農政から税務というところがあつたりして、本当にそういった急に異動して大丈夫かなと思つていたところ、5月ぐらゐに行つたときに、前回行つたときに事細かく説明していただいて、さすがにOJTも行き届いて、さらに、先ほど課長言ひましたように、OJTに関しても個人で努力をされているのかなということを感じておりますので、今後とも頑張つて、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

子ども子育て世代に向けた人材育成ということですが、仮に子どもさんが3歳ということとか5歳であれば、親も3歳、5歳ということ、また言葉でいえば未熟というか、そういった状態ではあるかと思うんですが、そういった親御さんに向けて、親御さんは一人一人一生懸命勉強しながら子育てをしているものと思ひます。

しかしながら、全国でも警察が児童相談所に通告した子どもの数というのが、昨年は6万人ちょっとですけれども、今年は7万人を超すのではないかという予測をされております。そういった児童虐待というところに関して非常に懸念をしておりまして、一部の新聞なんかですと16万人というところ、これは高齢者も含めての虐待かもしれませんが、非常に多い人数、警察がつかんでいる以外のところも結構あると思ひますので、そういった意味で、やはり子どもを中心に、大切な子ども、先ほど14番議員も言ひましたけれども、子どもは村の宝、国の宝ということになりますので、

そちらに関して学べる場を必要かと思っております。

そこで、今西郷村が実施している親御さん向けの子育て教育について伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 2番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村の人材育成プランについての2点目の子ども子育てに向けた人材育成についての1番目、西郷村で実施している子育て教育についてお答えをさせていただきます。

本村の子育て教育で、子育てする親に対して学ぶ機会の提供についてのおただしと
思います。年齢ごとに行っておりますので、順番に述べさせていただきます。

まず、妊娠時ですけれども、母子保健手帳の交付を行っております。そして、手帳を交付する際に、現在の体調や今回の妊娠への気持ち、不安なところがないかなどを聞き取りを行い、保健指導や相談業務を行っているところでございます。また、母子健康手帳の交付と同時に、妊婦健診を受けていただくように受診票も交付をさせていただいております。さらに、医療機関と協力し、切れ目のない支援ができるよう、妊婦連絡票を活用して、支援が必要な妊婦さんへの家庭訪問等を実施いたしているところでございます。

次に、お子さんが生まれてからの取り組みについてでございますが、まず、1か月から2か月ごろを目安に、こんにちは赤ちゃん訪問として、お子さんの家庭を保健師が訪問いたしております。その後、4か月児健診や6・7か月児健康相談、それから12から13か月児健康相談を行いまして、子どもの発達確認はもちろんでございますが、母親の育児支援を行っているところでございます。

次に、1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査の間には、幼児の歯科クリニックを行っているため、4か月に一度、子どもと母親等と対面して支援を行っているところでございます。

これら乳幼児健康診査におきましては、臨床心理士を配置して、母親の子育て不安の軽減にも努めております。

次に、3歳以降では、幼稚園・保育園等訪問事業を行いまして、保健師や相談支援員とともに支援を行っているところでございます。

その他、1歳未満のお子さんたちを対象とした赤ちゃん和妈妈のふれあいひろばを開催いたしております。さらに、保健福祉センターにおきましては、通年でも子育て相談を行っております。母親のみならず、父親の方にも利用していただければと考えております。

議員おただしの人材育成という面では、今後も子育てをする親と個別に顔を見ながら直接相談に応じると、向き合うことに重点を置きながら、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 2番。

母親の子育て支援に関しては、十分やられているのかなという事で理解しました。虐待ということころの関係でいうと、昨日でしょうか、歯医者さんがそういった幼

児の歯を見るだけで、ネグレクトというんでしょうか、育児放棄的なところのやつが事前にわかっていくということで、フォローがしやすいということがあるかと思うので、先ほど歯をきちんとということがあったので、その辺は西郷村としてはきちんとやられているのかなと思っておりますので、なお母親に寄り添った活動ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次ですけれども、セミナー等ということで、仮に講座をつくったとしても、非常に子育て親は忙しいので、セミナーに参加するかというとなかなかできないのが現状であるかと思ひます。

そこで、やはり相談したいことがいろいろ出てくるわけですが、個別に相談するときの窓口というところ、あとあわせて電話窓口、直接来る場合と電話等があると思うんですが、その辺は明確になっているのかということで伺いたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問、子育て相談窓口についてお答えいたします。

現在、村のほうでは、これら母子手帳の交付から健康診査、子育てに関する相談など、母子保健に関しましては保健福祉センター内の健康推進課で、児童手当など各種手当や医療費助成、保育園、児童クラブなど児童福祉サービスについてはそれぞれ福祉課で行っております。ワンストップサービス実現の第一歩として、これら母子保健と児童福祉を一体的に行う子育て世帯包括支援センターの創設を福祉課内に設置すべく、今議会に西郷村課設置条例の一部改正の議案を上程させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 今ご説明いただきまして、実際、今回の議案、議会のほうに提出されているということもあって、言葉は悪いですがけれども、住民が来てあっち向いてほいというところが非常に少なくなってくるのかなと思ひます。

と思ひますが、やはりここに来たら全部がそろるかという、まだまだそうではなく、将来的なところ、庁舎が一つになったという、新しい庁舎をつくったときには一本化ということになるかと思うのですが、それがワンストップ化の第1回目というところだと思ひます。

いずれにしましても、たらい回し的なことがないようにぜひともお願ひしたいなと思ひます。そこで、窓口は、来たときは住民課になるかと思ひます。電話で相談したいなというときには、やはり窓口は電話交換になるかと思ひます。その住民生活課さんなり電話交換さんなりなんですが、やはり内容をしっかり聞いた上で、ワンクッション置いて、次にこういったところのほうに紹介しますけれどもどうでしょうかという、そういったワンクッション置いた対応をということで、住民生活課さんも交換手さんも非常にスキルが必要に、大きいところがあるかと思うんですが、そういったスキルを人材育成なり庁舎内の勉強会なりでマニュアルをつくって対応していただければ、安心して役所に来る人、電話で相談する人というのできるかなと思ひますので、

よろしく申し上げます。

次に、3つ目の村内企業、村内の社会人に向けた人材育成支援についてです。

現在は、企業サポートとして県のハイテクプラザ、ハイテクプラザは郡山、福島、会津、いわきということで、残念なことに今は県南のほうがないわけですが、そこで産業サポート白河というのが白河管内ですかね、サポートしているかと思えます。そこで、西郷村行政と産業サポート白河の連携について伺います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 2番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村内の企業や社会人に向けた人材育成支援の1点目、産業サポート白河との連携についてでございますが、産業サポート白河は、白河市、西白河郡、東白川郡の県南地域の既存企業の活性化を目的といたしまして、平成21年3月に西郷村をはじめ管内の自治体、商工会、金融機関を中心に24の団体で基金を拠出し、設立した一般社団法人であります。

また、平成23年4月からは、白河産業プラザ、産業支援センター及び人材育成センターの指定管理者としての業務も行っております。

そのほか、西郷村では、しらかわ地域ものづくり高度化・海外展開促進事業や中小企業経営安定支援事業など、関係する管内自治体と連携し、行政並びに地元商工会で対応し切れていない部分についても業務委託により支援をいただいているところでございます。

人材育成の支援に関しましても、産業サポート白河では、新入社員、中堅者社員向けの研修、各種製造業等の分野での必要な基礎講座、さらには小学生を対象としたロボットプログラミング教室など、さまざまな研修、セミナー、講座等を開催し、人材育成や人材のスキルアップの支援を行っております。

こうした経緯を踏まえまして、産業サポート白河との連携につきましても、県南地域は一つの経済圏を有しておりますので、地域全体で効果的に取り組む必要がある業務につきましても、今後とも相互に連携を図り、人材育成の支援にも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） ありがとうございます。

産業サポート白河の職員も非常に少ない、2人プラスアルファというところだったかと思いますが、非常に厳しいかと思っておりますけれども、やはり人材育成の差別化というところでは、何とか西郷村、不足しているところに関しては、村としても人材育成に関してサポートしていただきたいなど、その辺は、白河の産業サポート白河との連携ということになるかと思うんですが、職員さんも少ない中で大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

村内企業や村民に向けた具体的な人材育成の支援について、改めて伺ひたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ご質問の2点目、村内企業や村民に向けた人材育成支援についてお答えいたします。

企業に対する人材育成支援につきましては、現在、村では直接支援は行っておりませんが、先ほどご説明申し上げました産業サポート白河や商工会を通じまして、各種人材育成に関する研修、セミナー等の事業を実施していただいております。企業に対する人材育成に関する助成制度につきましては、国の制度を活用して、各企業で自主的に実施していただいているのが現状でございます。

国の制度といたしましては、従業員に対して教育訓練や職業訓練を実施した場合に助成するものとして、企業内人材育成推進助成金、キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金などがございます。例えば、キャリア形成促進助成金制度の若者人材育成コースを活用し実施した場合、賃金の助成といたしまして、1時間1人当たり800円、講師料等の経費の助成といたしまして3分の2が支給されることになっております。

また、国におきましては、若者の確保・育成を目的として、平成29年度から大学、高等学校、専修学校等の在学生などが技能検定を受ける際の技能検定受検料の減額措置なども実施しております。

村といたしましても、特に中小企業においては人材育成制度の導入を図り、継続的な人材育成に取り組んでいただくことは必要と感じておりますので、こうした制度の周知を積極的に図っていきたくと思っております。

続きまして、村民に向けた人材育成支援につきましては、おのおのが携わる分野におきまして、それぞれの団体で実施している研修会等の機会を利用したり、あるいは社会教育の一環として自己研さんに励んだりしているのが実情ではないかと思っております。

全国では、数は多くありませんが、住民に対して専門的技術などの資格を取得する際に、試験受験料や講習受講料の一部を助成している自治体や、高校生を対象に就労意識の向上とスキルアップを図るための講座や講習を開催している商工会議所等もございます。

いずれにいたしましても、村といたしましては、国の制度を注視しながら、産業サポート白河、商工会などと連携を図りながら、村の産業競争力の強化のためにも、産業人材の育成や、むらづくりは人づくりであることを念頭に置きながら、状況を判断しながら村内企業や社会人に向けた人材育成を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） ありがとうございます。

村内には、ご存じのとおり専門学校、高校、大学等がございませんので、具体的な企業に向けた人材育成支援という方法を知恵を絞っていきたくと思っております。前向きに私どもも協力いたしますので、よろしくお願い致します。

村内には、技術や技能を持っている方がたくさん指導者がおります。複数の方から

私のほうに、もしそういうこと、勉強会等やるんでしたらぜひとも協力しますよという力強い言葉もいただいております。とにかく、人づくりを進めていけば、必ずや企業誘致にも結び付くし、西郷村の財産が増えるかと思っております。先ほど課長が言いましたように、職業能力開発に関しては国がやっていますけれども、それに関しても私も長く携わってきておりますので、そういった意味では協力できるところがたくさんあるかと思っておりますので、一緒にやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

次の質問に移ります。

大きな2つ目の西郷村の防災計画についてということになります。主には、火山防災の件です。

ご存じのように、2014年の御嶽山の噴火では、50人以上の人が亡くなっております。また、草津の白根山でも火山災害がありました。当時、その火山災害のときに町長の発言も話題になったということを記憶しております。レベル3といいながらも、村長の発言はレベル1というところで、こういった意味では、代表者がそういう発言をするということでは混乱をしたというところが記憶に残っております。

災害は忘れたころにやってくる、そういった言葉のとおり、実は西郷村周辺には那須岳がございます。その那須岳があるということでの対策ということになるかと思うんですが、避難準備や避難レベル、4とか5、最高レベルが5ですね、というところでは、1408年から1410年に発生した災害、そこで噴火した状態で火砕流が発生し、8キロメートルまで流れていたということで記述されております。その際の犠牲者は180人。西郷にもたくさんの軽石等があります。うちの近くでも小さいときに軽石とりをしていたという記憶がございますとおり、その辺まで飛んできたというところもあったかなと思っております。

これも、実際1400年代ですけれども、先ほどのさきに話した火山は、当時は発生したのは3000年前ということで考えると、いつ発生してもおかしくないというところで思って、リスクの洗い出しはやっていくべきかなと思います。

そこで、質問です。西郷村の第四次総合振興計画に具体的に火山防災というのが含まれていないのはなぜかということをお伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

第四次振興計画に火山防災が含まれていないのはなぜかということでございますが、西郷村第四次総合振興計画に記載されている災害対策につきましては、防災対策の基本理念と、また防災対策を行う上で必要不可欠となる主要な施策を計画に定めております。災害種別ごとの具体的な施策につきましては、西郷村地域防災計画に定めるものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 理解いたしました。

西郷村地域防災計画に関して、同僚議員から少し見せていただいたところがあるので、午後きっちり確認をしてまいりたいと思っております。

次に、那須岳の噴火警戒レベルに関する現状対応についてですが、今、気象庁で発行している「那須岳の噴火警戒レベル―火山災害から身を守るために」というのはご存じでしょうか。また、火山災害に対して、行政としてはどのような考えなのか伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

はじめに、気象庁で発行している「那須岳の噴火警戒レベル―火山災害から身を守るために」について知っているかということですが、存じ上げております。

次に、現在の那須岳の火山対策について申し上げます。

現在、那須岳の噴火警戒レベルはレベル1、平常ということになっております。那須岳の噴火警戒レベルは1から5まで定められております。各レベルに応じたとるべき対応、行動、想定を申し上げますと、レベル1、平常は、現状、状況により火口内への立ち入り規制ということになっております。レベル2ですが、火口周辺規制ということですが、小規模な噴火が発生し、半径1.5キロメートル程度まで噴石が飛散する可能性があるため、半径1.5キロメートル圏内への立ち入り規制ということになっております。レベル3ですが、入山規制ということになります。中規模な噴火が発生し、半径2.5キロメートル程度まで噴石が飛散する可能性があるため、半径2.5キロ圏内への立ち入り規制及び登山禁止並びに入山規制ということになっております。レベル4ですが、避難準備ということになりますが、小から中規模な噴火が頻発し、噴石が半径4キロメートル程度まで飛散する可能性があるため、半径4キロ圏内への立ち入り規制または火砕流などが住居地域まで到達する可能性があることから居住地域の避難準備、状況により避難開始ということになります。レベル5ですが、避難でございます。噴石が半径4キロ程度まで飛散、火砕流などが居住地域に切迫している、あるいは到達する状況から、危険な居住地域は避難というふうにされております。

噴火警戒レベルごとの具体的な対策としましては、現在、西郷村も那須岳火山防災協議会の構成員としてさまざまな対策について繰り返し検討を行っているところであります。過去の噴火の例などを参考に、協議会において策定した那須岳ハザードマップから見ますと、噴石や火砕流、融雪型泥流などについては本村には及ばず、噴火についてもレベル5で想定されている4キロ程度の範囲には前岳や赤面山といったものは含まれますが、居住地域は入っておりません。

よって、西郷村において必要な対策としましては、登山者の対策、それから火山灰の対策になるかと思えます。登山者対策につきましては、現在協議会の中で市町村ごとに噴火警戒レベルに応じた規制箇所などを検討中であり、噴火警戒レベルが3になった段階で、那須岳に通ずる全ての登山口について入山規制を実施し、看板などを設置するということになります。

また、火山灰に対する対策についてでございますが、具体的な対策は決まっておりますが、除雪体制と同様な体制による道路の降灰除去、さらに自助、共助、公助の

協力体制による降灰除去が必要となってくると考えておりますが、今後、協議会等の中で検討を行い、決めていくこととなります。

以上が現在の状況となっており、村としましては火山対策は必要であるということと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 今課長が言われたレベル5の避難として、4キロということなのですが、これは気象庁が出しているやつが4キロということなのですが、先ほど火砕流が発生して8キロまでという被害があったんですね。ですから、村としても那須町としても、4キロではなく、やはり過去の例から見ても8キロというところではやってほしいなと思っております。その辺は、那須岳の火山防災協議会というところでの内容であるかと思うんですが、その那須岳火山防災協議会、那須町、那須塩原市、栃木県との連携ということで伺いたいんですが、平成14年に那須岳火山防災協議会が発足しております。関係機関に自衛隊、それから那須の御用邸というところが入っております。オブザーバーとして西郷村、福島県と記載があったんですね。現在、この連携状況はどうなっているのかというところで伺いたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

2番鈴木武男君の一般質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） ご質問にお答えいたします。

本村につきましては、活動火山対策特別措置法第3条第1項の規定によりまして、平成28年2月に那須岳の火山災害警戒地域として指定をされております。以前はオブザーバーという形で協議会に参加をしておりましたが、現在は那須岳の火山災害警戒地域として指定されている那須町、那須塩原市、栃木県、下郷町、福島県及び火山対策の専門家や各種防災関係機関、国、気象庁などにより組織されている那須岳火山防災協議会の構成員として参加し、那須岳の噴火警戒レベルに応じた対策について繰り返し検討を行っているところでございます。

また、その協議会の中には、下部組織としまして技術的な検討を行うための各機関実務者及び火山専門家などで構成するコアグループ会議や火山対策に関し専門的に研究するための組織として専門部会を設置しており、その中で、那須岳ハザードマップの作成や避難計画の策定、防災訓練、講演会、ワークショップなどを実施しており、今後も引き続き構成市町村と連携を図ることとなっております。

以上でございます。

- 議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。
- 2番（鈴木武男君） 西郷村の具体的な防災マップというものはあるのか、伺います。
- 議長（白岩征治君） 総務課長。
- 参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

村独自で作成している防災マップというものはございませんが、協議会において那須岳のハザードマップや那須岳火山防災ハンドブックというものを作成しております。なお、那須岳ハザードマップ及び那須岳火山防災ハンドブックにつきましては、村のホームページにおいて公開をしているところでございます。また、今後、広報紙などでも広報を行っていく予定でございます。

- 議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。
- 2番（鈴木武男君） 理解しました。

火山防災に対するリスクマネジメントについて伺いたいと思います。西郷村としては、村内の有識者によるリスクマネジメントを実施して、できることから第五次総合振興計画に織り込んでほしいと考えております。伺います。

- 議長（白岩征治君） 総務課長。
- 参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

火山防災に対するリスクマネジメントにつきましては、村独自で実施するのではなく、那須岳火山防災協議会の中で行っていくことが実効性があるというふうに考えております。那須岳火山防災協議会の構成員には、さきの答弁でも申し上げましたが、火山対策の専門家や国、気象庁、県などさまざまな方が構成員となっておりますので、その中で検討した想定されるリスクのうち、村に直接かかわるリスクに対する対策について村地域防災計画に定めていきたいと考えております。ご理解をよろしく願いいたします。

- 議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。
- 2番（鈴木武男君） 今後ともリスクの洗い出しをきっちりやっていただいて、やはり西郷村独自の課題というところも必ずリスクとして出てくると思いますので、最低でも年1回のリスクマネジメントの見直しを実施していただきたいと思います。

次に、継続的な火山噴火防災対応について伺います。

那須町の例で見ますと、町内にライブカメラ等の設置、各避難所等の位置などを町のホームページに公開しております。火山対策について、今後継続的な対応が求められると考えますが、その継続的な対応について伺います。

- 議長（白岩征治君） 総務課長。
- 参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

はじめに、那須岳の監視体制につきまして、現在気象庁にて設置している地震計が3か所、また、空気振動の観測等を行う空振計が2か所、地殻変動の観測を行います傾斜計が2か所、それからマグマ活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測するための全球測位衛星システム（GNSS）というものがございまして、それが4か所、それから監視カメラが2か所、国土地理院で設置しておりますGNSSが

1か所、防災科学技術研究所にて設置している地震計7か所、東北大学にて設置している地震計1か所の監視体制で常時監視を行っているところがございます。

継続的な火山噴火に対する防災対応につきましては、このような監視体制と協議会などの中で定めた避難計画及び村の地域防災計画に基づき、構成市町村と連携していきたいと考えております。

なお、村では那須岳監視用のライブカメラというものは設置しておりませんが、村内の避難所、避難場所等につきましては、村ハザードマップ及び村のホームページにて公開をしているところがございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 今後とも継続的な対応を願いたく思います。

最後になりますが、西郷村の鳥獣対策ということで、過去に同僚議員のほうからの質問もございましたが、改めてさせていただきます。

ここ数年の鳥獣被害の額、補助金の申請額、その傾向というのがわかれば伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 2番鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、鳥獣被害及び補助金の申請額でございますけれども、鳥獣被害額については平成28年度で24万6,000円、平成29年度で60万9,000円、平成30年度の現在の時点では35万3,000円となっております。

主な被害の鳥獣につきましては、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカによる農作物の被害というふうになっております。

次に、補助金申請ですが、村で実施しております鳥獣被害防止対策のための電気牧柵等の資材購入費の一部を助成している事業でございますけれども、平成28年度に14件、補助額で82万7,000円、平成29年度が件数が12件で61万3,000円、今年度は15件、48万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） ただいま、課長の説明で、金額的には減っているというのが現状ということで、恐らく件数としては増えているので、機材も安くなってきているのかなと思っております。対策としての内容は、今の対策で合っているのかなということです。

次に、その鳥獣被害対策の補助金について伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 鳥獣被害対策補助金についてお答えいたします。

まず、村の補助金でございますけれども、先ほど述べました電気牧柵等の資材購入費の一部補助と西郷村有害鳥獣捕獲隊活動に対する補助金として30万円、毎年支出しております。それと、福島県の鳥獣被害防止対策交付金事業というのもございまして、西郷村の場合は熊のツキノワグマの捕獲対策費ということで県より平成29年度で24万1,000円を支出をしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 説明で、今月12月なんですけど、県の補助金のほうが上限までいっちゃって補助ができないというような話も一部聞いておるんですけども、その辺は今後とも、今年度というのは3月までありますが、3月までの補助としては問題なく補助していただけるのかどうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今の鈴木議員のおただしでございますけれども、恐らく県のほうでやっています指定管理のイノシシ、あとニホンジカに対する報償金、捕獲した場合の報償金のお話かと思えます。これにつきましては、毎年平成28年度から県のほうの指定管理事業が始まったんですけども、初年度からやはり県のほうで補助金が予算が足りなくて途中で打ち切られたという事例がありましたので、西郷村としてはそこが時期によって報償金、鳥獣被害に対する報償金が出ないという事態は避けるべきだという考えのもと、村の単独予算をつけていまして、基本的には4月1日から3月31日まで報償金については支給できるような体制をとっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） はい、理解いたしました。

実際、補助金に関して、電気牧柵なんかなんですが、実際資材は3万円を超したとき、それから申請金額の3分の1の補助、最大が10万円までという理解をしております。実際、機材がどんどん安くなっていますので、イノシシが出ました、対策しましょうとなった場合に、今2万円とか3万円以下で何とかできるところが増えてきているのかなと思いますので、今後そういった意味では、そういった少なくとも対策する人はいるし、あえて3万円以上にするとって無駄な買い物をされても困りますので、そういったところでは住民目線で効果的な使い方をできるようなことで期待をしております。

次なんですけど、今年度の鳥獣被害の箇所、その種類について伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今年度の鳥獣被害の箇所につきましては、羽太地区が4か所、長坂地区で2か所、鶴生地区で2か所、真船、小田倉が各1か所というふうになっております。主な被害を出している鳥獣でございますけれども、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、それとニホンザルの被害が報告をされております。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 今聞いたところによると、大体山側というところの侵入かと思えます。その鳥獣被害の対策についてですが、電気牧柵以外の生活エリアの侵入防止対策としてどのようなものが考えられるか、伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 鳥獣被害に対する防止、被害対策でございますけれども、まず電気牧柵が一番効果が發揮されているというのが現状でございます。それ以外でございますと、例えば電気ではない、ワイヤーメッシュを使ったような侵入防止柵を地域で設置しているような事例もございます。あと、鳥獣が嫌がるにおいや音など、視覚効果による防止等も考えられます。

それともう一つ、防止に効果があるというふうに言われているのが、例えば里山等、地域がもうみんなで協力をして環境整備をすると。例えば集落とイノシシ等がすんでいる山のちょうど中間にあります里山をきれいにして鳥獣が隠れるところをなくすとか、例えば集落でみんなで協力して、野菜くずとか、あと例えば秋にとれるような収穫できるような果実がイノシシ等の餌にならないような対策をとるといったことが考えられるかと思えます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 対策の中で、今、課長が言われた侵入防止柵ということに対しては、電気牧柵と違って、これも非常に効果があるのかなと期待しております。

今の答弁の中で、野菜くずとか残飯とかというところがありましたけれども、そういうふうな生活するところにイノシシとか鹿とかが出てくると、そういった被害ということになるかと思うんですが、山側のところで現実出ているのは、そういった場所ではなく単純に田んぼというところで、ミミズをとるといって、そういった動きの中で出ておりますので、最悪の状態、実際生活しているところに出てくるのを避けるために、何とか山側で抑えたいというところもあるかと思えます。残飯とか何かは、基本的にそういったのがあれば出てきますけれども、今は被害になっているのはそういうような場所ではないということは理解していただきたいと思えます。

次に、鳥獣の捕獲数について伺います。増加傾向の鳥獣のみで結構ですので、伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

数的に一番多い、また被害額も多いイノシシにつきましては、平成28年度で176頭、昨年平成29年度が259頭、今年度は現時点で191頭捕獲をしております。また、近年増えておりますニホンジカにつきましても、平成28年度が40頭、29年度が82頭、今年度は現時点で57頭の捕獲実績がございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 平成29年度が数字的に多かったですが、平成30年度はまだ終わっていないので、同等の数値ぐらいになっていくのかなと予測をしております。

鳥獣捕獲に関しては、実際今、大変なご苦労をかけているかと思うんですが、猟友

会の方々いらっしゃるんですが、それ以外の登録者はおりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 捕獲は猟友会以外の方もいるのかというおただし、質問かと思えます。

鳥獣の捕獲につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、狩猟免許を持っている人で、かつ県、市町村により有害鳥獣に指定された鳥獣しか捕獲ができません。

西郷村では、現在21名の方に西郷村有害鳥獣捕獲隊員ということで委嘱状を交付しており、全員が狩猟免許を保持し、また、県の猟友会に入られている方になっております。現時点で、西郷村で猟友会以外で捕獲活動をしている方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） そのほかいらっしゃるということですが、やはりイノシシとか鹿とか、いろんなやつが数が多くなってきている傾向でもありますので、鳥獣捕獲にはさまざまな資格が必要と存じます。その資格取得に向けても補助があるかどうか確認して、実際そういった補助をしていって増やしていくべきかなと思っておりますので、伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

福島県の鳥獣被害防止総合対策交付金、西郷村でもツキノワグマの捕獲等被害防止ということで事業を実施しておりますけれども、そのメニューの中に、現場技術指導者の育成等がございます。また、福島県のほうでは、狩猟免許等の取得に対する講習その他、新規取得者の確保ということで支援事業を実施をしております。

西郷村では、西郷村有害鳥獣捕獲隊がございまして、昨年3名の新たな隊員の方が隊のほうに加わっていただきまして、現在21名の方が捕獲隊員として有害鳥獣の捕獲等の活動をしていただいております。しかしながら、今後隊員の方の高齢化等、隊員の減少というのが想定されておりますので、そういった国・県の事業を活用して隊員の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 捕獲隊の方には本当に大変ご苦労をかけますが、今は大変捕獲隊の方をお願いするしかない状態なので、できることを対策、それから支援するところはぜひともということをお願いいたします。

鳥獣対策に関して、個別対応などは最終的に無駄が出ると思っております。イノシシが出ましたら対策するの繰り返しでは、点の取り組みということになると思っております。今、多面的支払交付事業なんかも使いまして対策をしておるところに関しては、点から線というところの取り組みになっております。これがどんどんイノシシが出たらやるという、また増やしていくということになると、最終的には先ほどの山側から発生している、そういった獣害問題に関しては全面的に、山側のところはやっていかない

とならなくなるような事態を想定するかと思います。

先ほど課長が言っていた防護柵というところに関して、やはり電気柵という以外に西郷村全体を将来的にカバーするようなところ、これは国の補助とリンクした里山再生事業などとあわせて、見た目のよい侵入防止柵などを設置することを検討していただきたいと思っております。

里山整備事業とのリンクについて、取り組みがありましたら、その辺伺いたしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

里山整備事業とリンクした取り組みでございますけれども、国では農水省のほうで中山間地域等の直接支払交付金、また森林山村多面的機能発揮対策事業並びに山村活性化対策等の事業の中で里山整備事業を実施しております、その中のメニューとしてそういった鳥獣被害対策というのもございます。それを活用するかどうかというのは、その集落の地形、あと被害の状況等がございますので、我々としてもそのような事業については活用できるものについては積極的に活用して、鳥獣被害の防止に当たっていききたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君。

○2番（鈴木武男君） 大筋では理解しましたが、今後、道路など日中でも出没することが懸念されます。実は、5年間の経過を見ていきますと、今まで朝晩ぐらいしか出ていなかったところ、それが日中3時ぐらいに出ている、夕方、子どもと散歩していたらイノシシの子ども連れで会ったということが県道なんかで見受けられてきております。ということは、どんどん生活エリアに入ってきているというところがございますので、住民の安全第一、安全・安心が第一ですので、将来を見据えた取り組みを期待しております。

さわやか高原公園都市「にしごう」というキャッチフレーズがありますように、大体公園というところに関しては柵がついているんですね、どこに行っても公園は大体柵がありますので、このさわやか高原公園都市「にしごう」の公園ということでは、山際、里山の付近をきっちり見た目のいい柵を、柵というのはいろいろな柵もございますけれども、実際防護柵というのを設置して、その道路が、そこには道路が当然できますので、散歩コースとかジョギングコースということで西郷を一周できるような、そういったところにも持っていければイメージもよくなるのかなということで、今後とも電気柵、電気柵ですといくと、とにかくそんなイメージが悪いような光景を思い浮かべますので、やはり公園都市ということの狙いも含めて、ぜひとも前向きな村としての対策を期待して、質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 2番鈴木武男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇ 6 番 南館かつえ君

1. 葬儀後の手続きについて
2. 「がん教育」について

○ 6 番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 点目といたしまして、葬儀後の手続きについて。

葬儀が終わり、役所での手続きは大変で何度も各担当課に足を運びますが、どこに行っていないかわからない遺族の方々もいると思います。また、働いている人は会社を休んで手続きをしなければなりません。

そこでお伺いいたします。葬儀後の手続きはどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 6 番南館議員のご質問にお答えします。

西郷村に住所がある方が亡くなられた場合、葬儀後に役場で行う必要がございます。手続きといたしましては、健康保険または後期高齢者医療に加入中の方につきましては保険証等の返納及び葬祭費の請求手続、また亡くなられた方が高額医療等に該当されている場合には高額医療の手続、年金受給者であった場合は未支給年金等年金の請求手続、介護保険被保険者証をお持ちの方は被保険者証、各認定証等の返納手続、マイナンバーカード、印鑑登録証等をお持ちの方はその返納手続、亡くなられた方が世帯主であった場合は世帯主変更届け出や水道の名義変更手続等がございます。

また、亡くなった方の世帯の状況等によりまして必要な手続は変わってまいります。該当する方においては税、福祉、住宅等の手続が必要となる場合がございます。そのほか、役場以外で行う手続ではございますが、亡くなられた方が加入していた生命保険等に関する手続、預貯金口座に関する手続、電気料等公共料金の名義変更、相続等の手続等が必要になると考えられます。

○議長（白岩征治君） 6 番南館かつえ君。

○ 6 番（南館かつえ君） 今、課長からいろいろと手続に必要なことを教えていただきましたけれども、本当に 1 日休んでも足りないくらいの量の多さで、今後、個人個人によっては多少違いはあるかもしれませんが、大変な作業です。

こうした手続を一括して手助けする窓口の開設が、静かに広まっているようです。その先駆けは、大分県別府市で 2016 年 5 月に「おくやみコーナー」をスタートさせたそうです。今年に入り、同様な窓口を開設した市も増えてきております。別府市のコーナーでの取り組みは、お客様シートに死亡者の氏名や生年月日などを書き込んで、その後、職員がデータを入力すると必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成されます。遺族は、どの課でどんな手続をするかを記した一覧表をもとに説明を受けた窓口へ、死亡者の情報を伝えられた各窓口では事前に準備、窓口ではお待ちしていましたと迎えられるとのことです。また、体が不自由な場合は、職員がコーナーに出向くこともあるそうです。これによって、必要な時間は 3 割から 5 割は短くなったのではと担当者が語っていたそうです。

この別府市は、人口約 12 万人、利用件数は今年度 1,500 近い対応をされていて、

これを3人の専任者が担当している、大がかりなシステム改修もなく、事前での書式作成と関係部署への徹底によって運用していけるそうです。

そこでお伺いいたします。別府市のような「おくやみコーナー」を設けることは難しいかもしれませんが、遺族が相談に来た場合には、手続がスムーズに行くよう手続書類を一覧表にして、今、課長からお話しありました項目、そういったことを一覧表にして渡すとか、手助けをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

死亡に伴う手続につきましては、亡くなられた方の年齢や世帯状況、加入している保険や年金、受給していた手当やサービス等によって異なってまいります。また、それぞれの手続に必要な書類や証明書等も取得する必要があるため、役場の窓口だけで全ての手続を済ませることができない場合も多々ございます。ご遺族の心情を考えますと、死亡に伴う手続が負担になってしまうこともあるかと思われま

す。役場での手続がスムーズに行うことができ、遺族の方の負担を少しでも軽減できますよう、死亡に伴う役場での手続一覧のようなものを作成し、死亡届の届け出人様等への配付を行い、また、村ホームページへも同様のものを掲載する等について検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

それでは、また、今後ひとり暮らしや高齢者、または生活保護を受けている方の終活、終活とは人生の終わりのための活動の略なんですが、この終活はどうか、前もって相談できる体制をつくっていくことも大事です。お考えをお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生活保護受給者、ひとり暮らしの高齢者、障がい者などが亡くなった後の手続について、事前に相談できる体制を構築してはどうかとのご質問でございますけれども、まず、障がいのある方に関しましては、障害者相談支援事業といたしまして村が委託している2つの事業所を利用させていただくことが可能となっております。また、高齢者に関しましては、総合的な相談窓口として西郷村地域包括支援センターを利用させていただくことが可能です。また、生活保護を受給されている方に関しましては、福島県県南保健福祉事務所のケースワーカーが担当となり定期的に訪問しておりますので、できること、できないことはございますけれども、いろいろと相談していただければと思います。

ただし、亡くなった後の相続ですとか各種手続、墓地の準備等に関しましては、血族の方ですとか扶養義務のあった方が手続をしていただくことが基本となっております。村での対応はしていない現状でございます。

相続等の問題など一般的に相談できる場所といたしましては、西郷村社会福祉協議会で実施しております弁護士による心配ごと特別相談会がございます。自分が亡くなった後のことを考え、事前に準備していただくことはとても大切であると考えておりまして、単身世帯の増加により葬儀や火葬埋葬について親族が誰もいないなどの事案も今後多くなってくると危惧されるところでございます。そのような身寄りのない方々につきましては行政が対応していくこととなりますけれども、事前に準備していただくためにも相談できる体制、機能の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今、課長からも答弁ありましたけれども、今後やっぱり増えてくるというか、ひとり暮らしとか単身世帯とか、今後は増えてくる可能性はあると思います。そこでやっぱり住民の方が困らないように、各課でもその辺に関してしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この件は以上でございます。

では、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、「がん教育」について。

小・中学校へのがん教育は、2016年12月に改正がん対策基本法が施行され、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれたことにより、改正法に基づく第3期がん対策推進基本計画に国は全国での実施状況を把握すると明記されたことを受けて実施されたがん教育の実施状況について、初めて全国調査の結果を公表しました。これは、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課というところでございますが、平成30年10月23日に公表いたしました。国公私立の小・中学校、高校のうち、約6割が2017年度にがん教育を実施したことが明らかになり、全国の3万7,401校から回答を得ました。

調査結果によりますと、がん教育を実施しているのは全体の56.8%に当たる2万1,239校、このうち12.6%に当たる2,676校が外部講師を活用しており、活用した外部講師の職種はがん経験者557校、20.8%、がん専門医454校、17.0%、薬剤師392校、14.6%、学校医358校、13.4%などでした。

活用の効果については多くの学校が、健康と命の大切さについて主体的に考えることができた、がんに関する知識、理解が深まったと回答し、今後の課題としては、講師との打ち合わせを事前に行わないと講師の話す内容と学校の要望にギャップが生じる、年間指導計画に位置づけないと指導時間の確保が難しい、講師リストなどがなく講師を探すのが難しい、講師謝金などの経費が確保できないなどを挙げました。

文科省は、新しい学習指導要領、中学校で平成21年度から全面実施、高校で平成22年度から順次実施にがん教育が盛り込まれたことを念頭に、今回の調査も踏まえ、教材の普及や適切な外部講師選びのサポートなどを進める方針でございます。

そこでお伺いいたします。西郷村の小・中学校におけるがん教育の実施状況を伺います。また、がん教育の講師についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館かつえ議員の一般質問にお答えいたします。

がん教育につきまして、平成30年3月に議員のほうからありましたように、がん教育実施状況調査が行われました。その調査によりますと、平成29年度中にがん教育を行った村内の小学校はありませんでした。ただ、中学校では本村の全ての中学校においてがん教育を実施しておりました。中学校におけるがん教育は、保健体育の時間に体育の教員が行っておりまして、がん教育にかかわる講師の派遣はありませんでした。

また、本村独自に行った平成30年度の実施状況調査によりますと、小学校1校が学校薬剤師を講師としてがん教育を行っております。中学校に関しては、実施状況、講師の派遣ともに平成29年と同じ全校でやっておりますが、講師の招聘はなかったということであります。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） このがん教育は、小・中学校ということを出ておるんですけども、今回は小学校はなして、中学校はほぼ100%ということに理解はいたしました。その講師についても、保健体育の時間に保健の先生ということに理解はいたしました。

ですが、保健体育の授業について、行った内容ですね、がん教育のその内容というか、研修した内容をできればお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 中学校での内容についてというおたかしですが、中学校では保健体育という教科の中で、教科書の内容に沿っての指導が行われております。具体的には、食生活の乱れとか、たばこ、それから過度の飲酒など、そういう生活習慣病につながって、その中がんといい病気があること、また、がんが日本人の死因の多くを占める病気であること、がんのできる仕組みや早期発見、早期治療の大切さなどについてということで、がん教育という大きなくりではないんですが、いろんなそういう場面においてがんとの結びつきに対する教育ということでの指導が行われていたということになります。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） できれば、講師、保健体育の先生ですけども、できれば専門的な人をお願いするということにはできないんでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

学校現場に〇〇教育といろんな教育が、この時代の要請に従ってどんどん入ってきている実態がありまして、学校現場の先生方は、それを実施する際に、このがん教育につきましても幾つかの課題が指摘されています。例えば、やはり専門的な言葉や内容が出てきたときに、教科書だけではその具体的なイメージを捉えさせることが大変難しいとか、がんにかかっている、がんを患っている家族がいる場合、その取り扱い

ですね、家族がその中にいるので取り扱いに十分配慮が必要だとか、がんという病気に対して過度な恐怖感を与えないためにどこまで詳しく教えるか、そういうことを検討していくことが必要だというようなことが挙げられております。

講師ということですが、第3期のがん対策推進基本計画、先ほどありましたが、それにおきまして平成34年までに地域の実情に応じて外部講師の活用を整備し、がん教育の充実に努めるということが示されております。この施策を積極的に活用し、がん教育の充実を図るよう、各校への指導助言等を行ってまいりたいと思っております。

また、法改正とか国、それから文部科学省の施策に基づきまして、現在の教職員対象のがん教育中央研修会というのが開催されております。ただ、これはいわゆる中央研修ですので、国全体で行っている研修ですが、今後、県とか県南地域でもそういうがん教育に対する教職員向けの研修会が開催されるようになってくるものと思われまますので、本村の先生方にも積極的に参加をしていただきまして、指導力向上にも努めてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） ありがとうございます。今後、がん教育について普及啓発がすごく大事だと思われまますが、私もこのことを今回の質問にしたときに、がん教育もやっているんだということが、テレビ等やっていたけれども、我が地元でもこういう勉強というか、やっているんだということが知ったわけですけども。その普及啓発ですね、今後ね、保護者または村民の方に知ってもらうことも大事だと思いますが、その普及啓発、今後どのようにしていくか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 学校現場でそういうがんに関する教育が行われているということに関しまして、学校からの学校だよりだったり、それから、あとは授業参観でそういう授業を行って保護者の方に見ていただくとか、いろいろなそういう方法はあると思いますが、やはり今後子どもたちもがんに対する知識を持ち、または、そういう学習したことをもとに家庭において保護者とのそういう会話をしたり、または福祉施設との交流も行っていますので、そういう中で話題にしていくなどの方法が考えられると思いますので、今後いろいろ学校と検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） わかりました。それでは、今は2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。若い世代からがん教育をして、自分の体は自分で守る、まずは食べ物から気を使い、健康についての知識を深める。学校でも食育についてやってくれているとは思いますが、やっぱり食べたもので自分たちの体ができるという、その食の大切さですね、これをしっかりと学校のほうにも植えつけていただきたいと思います。

また、小学校のがん教育も大事ですので、他の市町村との連携もとりながら、今後できれば小学生にも、高学年でも結構ですので、できれば小・中学校合わせて継続して取り組んでいただきたいと思いますが、最後にお聞きします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

ただいまの議員のお話にありましたとおり、やはり子どもたちの体をつくっている食育、大変重要ですので、ご存じのように西郷村ではマクロビ給食ということで大変行っているほか、各学校で食育教育が大変充実しております。そういう中に、やはり食べ物と病の関係等のことも出てきますので、そういうことも充実させていくということと、それから、今後小学校におきましても教科書がまた新しくなっていく、全面実施に向けてですね。その中にやはり保健の授業もございまして、現在も病気についての中身はあります。いわゆる衛生面での問題とかですね。そういう中に、がんに関する項目も入ってくると思いますので、小学校においても発達段階に応じた取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 新しい教科書ができるということで、私たちも教科書の内容はちょっと分からないんですけども、とにかくしっかりとした体制を今後も引き続きお願いして、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇ 7 番 藤田節夫君

1. 福祉行政について
2. 子育て支援について
3. 水道事業について

○ 7 番（藤田節夫君） 7 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、福祉行政についてお伺いいたします。

福祉行政の 1 点目として、福祉灯油制度の実施について伺います。

厳しい冬季を迎え、村民の生活に欠かせないガソリン、灯油代の高騰が続いています。灯油の価格は、多少の上下はあるものの、2 年前からずっと値上がりが続いております。2 年前から見ると 6 0 0 円、1 年前から見ても 4 0 0 円も高くなっています。現在の価格は 1 リットルで全国平均 1, 8 0 0 円前後で、福島県の平均でも 1, 7 5 0 円前後となっています。

灯油は、冬期間にあっては命綱とも呼ぶべきものであります。特に、貧困世帯や高齢者世帯では大きな負担になり、生活を苦しめる要因となっています。ある高齢者の方は、夜はなるべく早く寝て、日中も布団に潜ってテレビを見て、食事は 1 食か 2 食にしているという話も聞きました。年金の削減や食料品などの生活必需品が値上がり、ぎりぎりの生活を余儀なくされている低所得世帯が増えてきています。

このような世帯に対して福祉灯油を実施し支援すべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。村長の出番が全然ないみたいなので、できれば村長にお伺いします。

○ 議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○ 村長（高橋廣志君） 7 番藤田節夫君議員の一般質問にお答えいたします。

福祉灯油制度ということですが、現在、少しずつ灯油の価格が下がっているかと思えます。そんな中で、貧困世帯や高齢者世帯に灯油代としての補助金の支給や灯油引きかえ券などの交付をしようかという内容と思えます。

過去、平成 2 0 年にも同じように原油価格の高騰に伴い灯油の価格が上昇したことがございます。福島県内では会津地方を中心に福祉灯油制度が実施され、当村でも福祉灯油制度の導入を検討しましたが、その後、石油価格の下落に伴い実施を見送った経緯がございます。また、平成 2 5 年にも灯油の価格が高騰し、豪雪あるいは寒気団、価格など状況を注視していた状況がございますが、いずれも実施には至っておりませんでした。

先ほども言いましたように、若干灯油が下がっております。それにしても、ちょっと高い、以前に比べて高い状況ですが、今後経済や国際情勢の変化によるさらなる灯油価格の高騰、また大豪雪、大寒波など、貧困世帯や高齢者世帯の生活を逼迫するような事態が生じれば、そのような検討も視野に入れて考えていきたいと考えております。

○ 議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、答弁の中で、今後灯油の価格の高騰や大豪雪、大寒波の到来などが来た場合は考えていきたいというようなことでありましたけれども、今、村長も答えましたけれども、2008年ですか、平成20年に灯油の価格が急上昇して国からの交付金等も入ったときもありました。それでも、その時期より今はもう高いんですよね。その時期で1缶1,700円前後だと思ったんですけども、今は18リットル缶ですけども、1,800円近くまで上がっているというような状況なんで、本当に年金は減らされる、物価は上がる一方で大変厳しい状況になっていると思うんですよ。

そういった意味では、本当に村長の言われる福祉の村づくりを目指すのであれば、やっぱりそういったところにも手を差し伸べていていただきたいと思いますけれども、もう一度、心温まる答弁をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに議員言われることは十分承知しておりますけれども、もう少し検討していきたいと思いますので、どうかご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 検討していきたいということですけども、前村長は検討することとはもうやらないことに等しいんで、今度の高橋村長にはぜひしっかり検討していただいて、実施する方向でやっていければなと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

また、交通手段のない世帯、特に高齢者世帯の方々は灯油の購入が困難と思われませんが、村ではどのような対応をしてきたのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 藤田議員の質問にお答えをいたします。

交通手段がない高齢者に対してどう対応してきたのか、それからその実態把握ということのご質問だと思いますので、お答えをさせていただきます。

健康推進課におきましては、高齢者の状況把握につきましては、高齢者福祉トータルサポートセンターというのを村内3地区に設置しております。その中におきまして、高齢者の総合相談窓口として高齢者の実態把握、住宅への訪問等による総合的な対応、介護予防チェックリストの作成などを実施して、村内の高齢者の方が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるよう努めているところでございます。

また、ひとり暮らし等の高齢者の方には、高齢者等見守り安心ネットワーク事業により安否確認等を行っておりますが、この事業を実施する際にも民生委員の方々や事業への協力員の方々にもご協力をいただいて、状況の把握に努めているところです。

その中で、燃料関係等での相談につきましては、正確な数字は把握をしておりますけれども、何件か相談がございましたことは確認をさせていただきました。議員おただしの灯油缶等の運搬等困難であるなどにつきましては、石油を扱われている事業者の方はもちろんですけども、家族の方や親戚、友人の協力をいただいているとい

うところが現状でございます。

先ほどの福祉灯油制度とあわせまして、これからの課題につきましても今後検討してまいりたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 高齢者の関係は、トータルサポートセンターのほうに任せてあるというか、そちらのほうで対応するというので、こういった世帯が何件かあることは承知しているということなんですけれども、村としてもやっぱりそういったトータルセンターとみっちり連絡をとって、そういった対応をしていくべきだと思いますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほど議員おただしございましたけれども、そのように対応してまいりたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そういった業者等も、石油業者等に運搬というか、頼んで持ってきていただくということもしているかと思っておりますけれども、そういった場合などはやっぱり割高になってしまうので、負担も増えるということで、そういった対応も村としてしっかりやっついていかないと、こういう厳しい冬は本当にもう寒くて体にしみるんで、ぜひそういったところも温かい対応をお願いしたいと思っております。

さらに、今テレビでもちょっとやっていますけれども、灯油の使い始めに、やっぱり前年度のそのままの灯油を使ったり、灯油の下にほこりがついていたりして火災になるという可能性があるということなんで、その辺もトータルサポートセンターとよく密にしながら、最初の指導ですかね、使い方、そういったところもやっついていくべきだと思いますけれども、その辺もお願いしたいと思っております。

それでは、次というか関連で、村では今、ちゃぼランドを利用する村民に対して循環バスを運行しておりますけれども、冬期間は運休になるということをお聞きしたんですけれども、この理由はこういった理由で冬期間12月から3月ですか、運休していたのか、お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在、ちゃぼランドの無料バスは4月から11月、そして3月の9か月間、一月に2回の運行を行っております。12月から2月までの3か月間につきましては、議員おたのしみとおりに運行しておりません。その理由といたしましては、雪の影響があるということをご考慮して運行をしておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 雪の影響があるということですが、普通の高齢者の方は冬に入る前までは自分の車で、自家用車でちゃぼランドに行って休養なりリフレッシュをするということなんですけれども、冬期間はそれこそ高齢者の方は自分の車ではあそこへ行けないんですね。それこそ怖いとか危険ということなんで、そういった意味だとこの冬期間、そういった方はどこにも出られないという状況の方も出てくると思いますので、できればこの間もバスを出していただいて、月に1回なり2回なり、こういったバスを利用して、負担軽減にもなるし、リフレッシュにもなりますので、ぜひ運行したらどうかと思います。

これは、村のバスを運転している方にもちょっとお聞きしたんですけれども、もう冬でも大丈夫だよと。ちゃぼランドの急な坂道ですか、あそこも冬期はお湯を多分流していると思うんで、全然問題ないんで、ぜひ運行してほしいというような話も聞いていますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

長年にわたりまして現在の期間で事業を行ってきましてところですが、運行していない3か月につきましても、実施の可能性などを探りながら、利用者の利便性の向上を図れるかなど再検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、そういった方向でぜひ検討していただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

福祉行政の2つ目として、ひとり親家庭医療費助成制度について伺います。

この問題については、これまでに何度か取り上げてきましたが、いまだに改善されてきていません。これまでの前村長の答弁を振り返ると、よくわかっているので財源等を考慮して検討します、さらには医療機関とも相談して検討していきたい、または医師会等とも相談して検討していきたいとの答弁でした。

私が最初に取り上げてから、これはもう8年が経過しているんですけれども、厚労省によると、この25年間で母子家庭は1.5倍に増えたそうです。母子家庭が増えた分、貧困であえぐ母子家庭も増加しています。母子家庭の貧困率は、何と6割を超えていると言われております。一番深刻な問題は、経済的困窮と言われておりますひとり親が子どもを育てながら生活をしていくには大変厳しい社会環境となっています。仕事をするにも、正社員で働くことは難しく、パートやアルバイトによる収入のみで生活をしている方がほとんどです。

このような状況の中、医療費の窓口での全額負担は経済的に重荷になり、病気になっても病院に行くことを控えてしまう重症化することがあります。村では、ひとり親家庭医療費の助成として、個人負担1,000円がかかすることができます。これは、どこの自治体でもやっていることですが、この個人負担1,000円があるため償還払いとなっていて、かかった医療費は全額窓口で支払い、後日役場に行き、申請することで1,000円を超えた金額が払い戻しになります。村が個人負担の1,000円を助成することにより、お金の心配なく病院にかかることができます。母子家庭の貧困率は6割を超えていると言われておりますので、こういったことで子どもにも影響が出てきております。

このような状況も踏まえ、窓口の負担をなくすことで経済的負担を軽減し、医療機関に受診しやすい環境をつくることが求められています。村でも、ひとり親家庭医療費の窓口負担を無料にするべきと思いますが、お伺いたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの質問第1の2点目、ひとり親家庭医療費についてお答えいたします。

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のいない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的に実施しております。この事業の実施については、県の補助を受けて行っており、運用規定については県の補助要綱に則した形で実施しております。所得の高い世帯に対しては、所得制限を設け支給停止の措置をとっており、また、医療機関等を受診した際には、一旦窓口で3割の自己負担を支払っていただき、申請により償還払いを行っているところであります。

医療費の助成金額については、入院、外来、歯科、調剤、あんま・マッサージ等の保険診療に係る一部負担金を月ごとに合算し、そこから1,000円を控除した金額を助成しており、一月最大1,000円までは自己負担をお願いしているところであります。1か月の医療機関等の一部負担が1,000円以下であっても、同月で複数の医療機関でかかった場合には、一部負担金を合算し、そこから高額療養費ですとか付加給付で支給される金額を調整し、さらにそこから1,000円を超える額を計算し、助成をしております。

議員おただしのおり、ひとり親家庭の医療費の経済的負担に加え、現物給付を実施すれば、さらに利便性は高まることとなります。今までいろいろな問題点を検討しながら現在に至っておりますが、さらに検討のほうを重ねてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これ、県の補助要綱でやっているということで、これをやるとペナルティーか何か食うのかな、そういったことはいろいろ子ども医療費無料化するときもそんな話で来ていましたけれども。それはそれとして置いておいて、そういったことも含めながらも多くの自治体で実施をしているという現実もありますんで、その

辺はわきまえておいていただきたいと思います。

村でもひとり親が増えていると思いますが、現在何世帯あるのか、また、この1,000円を助成することでどのくらい予算が必要とされるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 現在のひとり親家庭の受給者でございますけれども、受給者数は235名となりまして、うち所得制限超過者が23名おりますので、支給対象受給者は212名となっております。支給対象世帯の数については、ここ5年間は大体240名前後を行ったり来たりというような推移をしております。

予算についてはどうかということでございますが、仮に今年度1,000円控除の撤廃を実施した場合でございますが、4月からの実績で想定いたしますと約90万円ほどの追加の予算という形となります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今年度はまだ途中なんで90万円ということですがけれども、100万円少しかたと、百二、三十万円になるのかなと思いますけれども、この120万円を村が本当に補助、助成してあげれば、こういった経済的負担の軽減も進み、いつでも重症化する前に病院に行くことができる、これが現実なんですよね。

今、去年から会津若松市等でも実施されております。また、福島県内を見ると棚倉町とか磐梯町、全国的に見ると山梨県がもう県でもこれは推進していると、もう大分10年以上前の話ですけれども、そういったことがありますんで、これも村長の判断ですぐ実施することができますんで、その辺、村長の意見もお聞きしたいと思っておりますんで、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

他の市町村、会津若松、今年からだと思うんですけれども、その実施状況をよく、去年からですか、その状況を精査して、よく調べてから検討していきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ペナルティーは別にしても、予算的には大した予算じゃないんで、こういった方々が増えていると。今、学校へ行ってもひとり親家庭が2割ぐらい中学校でもいると聞いていますんで、村でそういったことも子育て支援にも関係するし、ぜひ西郷村としてもそういった福祉の手を差し伸べていただきたいと思っております。よく調べてから検討したいということなんで、ぜひお願いをしたいと思います。

これは、関連しますが、重度障がい者の医療費も償還払いとなっております。重度心身障がい者の場合は医療費が無料ですが、償還払いとなっているため、窓口で全額支払い、後日、役場まで出向いて申請をして全額払い戻しになる仕組みとなっております。重度心身障がい者は、外出が困難であり、役場に申請しに行くことが大変負担になり

ます。もともと医療費が無料なのですから、窓口負担を無料化することで無駄な手続が簡素化され、受診しやすくなり、重症化も防ぐことができます。何の問題もないと思いますが、この償還払いを現物払いにさせていただきたいと思っておりますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの重度心身障がい者医療費の現物給付についてお答えいたします。

障がいを持つ方々におかれましては、障がいの部位、障がいの程度などにより外出すること自体がなかなか困難であり、役場まで申請に行くのが大変だという声を聞いております。重度心身障がい者医療費の現物給付につきましては、実施する場合の委託先となる国保連合会ですとか社会保険診療報酬支払基金への聞き取り調査などを実施しているところであり、また、現在実施している自治体の視察などを進めておるところでございます。

幾つかの問題点はございますが、現在は白河管内の市町村と合同で課題の洗い出しですとか対策の検討を進めている状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 心身障がい者の医療費はもともと無料なんですけれども、ひとり親の場合は1,000円という枠があって申請も必要なんですけれども、心身障がい者はもともと無料なんで、それを窓口で3割負担ですか、全額支払って、わざわざまた役場に来て、それを申請しないと戻ってこないという、その3割分を。そういった意味では、これはぜひ、今、白河管内で検討しているということなんで、ぜひ進めていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次に、子育て支援として、子どもインフルエンザ予防接種費用の助成について伺います。

この問題につきましても、前村長のときに3度ほど質問をしてきました。今年も風邪やインフルエンザが流行する季節になりました。既に、福島市の小学校でインフルエンザによる学級閉鎖になったことが新聞報道されておりました。インフルエンザによる重症化の予防と集団生活が多い子どもからの感染拡大を未然に防ぐことを目的に、18歳まで助成する自治体が増えてきています。

また、インフルエンザ予防接種を受ける費用として、医療機関でばらつきがありますが、約3,000円から4,000円と聞いています。13歳以下の子どもは2回接種が必要となります。子どもが2人、3人になると高額になり、子どもを持つ親は予防接種費用が大きな負担となります。

高校受験とインフルエンザがはやる時期が重なり、受験生を抱える世帯では受験に影響が出ないように家族全員で予防接種をしています。

また、インフルエンザワクチンは任意接種のため、家庭の経済状況で格差が生まれます。

インフルエンザ予防接種は病気にかからないわけではなく、感染後の重症化を防ぐ効果が認められています。感染が蔓延すれば学級閉鎖になることがあり、最低でも5日間の自宅療養となります。子どもたちへのインフルエンザの蔓延を防ぐためにも予防接種費用の助成をするべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、今回のにつきましてはこれまで何度か答弁させていただいているところであります。インフルエンザ予防接種のこれまでの概要について、少し述べさせていただきます。

18歳未満のインフルエンザ予防接種につきましては、旧予防接種法により平成5年度までは児童・生徒を対象とした集団予防接種が行われていました。しかし、ワクチン接種の有効性や健康被害等の問題が発生したことなどから、平成6年度に予防接種法が改正され、定期接種対象から外れ任意接種となった経緯がございます。

任意接種は、接種者、保護者の責任において行うものであり、万が一健康被害が生じた場合、接種者個人の対応となること、また、任意接種は予防接種法による補償が受けられないなどの制約を受けることなどから、これまで慎重に検討を続けてきたところであります。その結果、先ほど申し上げました課題の対応が可能になる見通しにより、さらに県内でも半数以上の自治体の子育て支援事業の一つとして実施していることなどから、本村でもそれらを参考にしながら、全部じゃなくても一部負担などにより次年度以降、実施の方向で検討をしたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 次年度以降、実施方向で考えていきたいということで、今、村長も言われましたけれども、これは任意接種なんで、特に自分が受けたくなければ強制じゃないんで、受けなければ済むんで、この辺で見ますと泉崎村がもう既に実施をしていますし、さらに東白川地方ではほとんどの自治体でこれは助成を、何らかの助成ね、全額じゃなくともそういった助成がもうされております。そういった意味で、今、村長のほうから答弁がありました、来年度からそういった方向でやっていきたいと。

ある自治体は、中学3年生の受験を抱える子どもたちに村からの卒業記念というかな、そんな感じで助成をしている、全額助成をしている、中学3年に対してね、そういった自治体もありますんで、先ほど3,000円から4,000円と私言いましたけれども、高いところではもっと費用がかかるところもありますんで、ぜひ、中学卒業生には特に受験の時期にインフルエンザにかかっちゃって受験を受けられないとか、別の場所で受けてもするなんていう、ある看護婦が言っていましたけれども、必ず毎年そういう子どもが出てくると言っておりましたので、前向きの答弁をいただいたんで、ぜひ実施していただきたいと思います。

では、この問題はこれまでにしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですけれども、水道事業についてお伺いいたします。

先週の6日に、水道民営化法が国会で自民、公明、維新の会、希望の党などの賛成多数で可決されました。この法案は、自治体が許可を受けたまま運営を民間に委託するコンセッション方式、いわゆる官民連携であり、事実上の民営化です。所有権は官に帰属するが、運営権を民間に移譲するというものであります。

コンセッション方式の導入で、命に直結する水道事業を営利目的とする民間業者に委ねてもいいのかと指摘が相次いでおります。また、企業の目的は最大利潤の追求にあり、安全・安心な水質、水量をはじめ、清潔な水道を安定的に供給することができるのか、多くの方から懸念の声が上がっています。水道法第1条の公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とした水道事業が、利益優先の民間企業に担えるのか、公共の福祉を脅かす事態となりかねません。

麻生副総理は2013年4月にアメリカで日本の水道は全て民営化にすると発言し、政府は水道事業の民営化に邁進してきました。海外では、民営化により料金の高騰や水質の悪化でデモや暴動が起き、2000年から2016年の16年間でパリやベルリンなど、少なくとも世界33か国の267都市で水道事業が再公営化されてきています。

水は、国民の命に直結するライフラインであります。民営化になれば、水道料金はね上がり、水道料金を滞納すれば水道がすぐに止められてしまう可能性があります。死活問題になってきます。また、効率が悪くても、人が住んでいる場所には水を送る必要があります。災害時の対応などを考えれば水道の民営化は絶対にするべきではないと思いますが、村長は今回の水道民営化法についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 水道法一部改正についての村長の考えということでお答えいたします。

議員お話しありましたように、12月5日に参議院本会議で可決、さらに12月6日に衆議院で本会議で可決されたところであります。水道法の改正につきましては、多くの報道機関で取り上げているところであります。今般の法改正においては、広域連携の推進、官民連携の推進を促し、水道事業の基盤強化を図ることが趣旨であります。その背景には、人口減少社会の到来に伴う水需要の減少、管路等施設の老朽化の進行、水道事業に携わる職員数の減少など、事業が抱えるさまざまな課題が挙げられているところであります。

水道事業は、市町村等が独立採算制で経営することが原則となっておりますが、国全体での水需要は、人口減少や節水機器の普及により、2000年の1日当たり3,900万立方メートルをピークに減少に転じており、このペースでいけば2065年には1日2,200万立方メートルまで落ち込むと推計されております。

既に、約3割の事業体では費用が収入を上回る原価割れが起きているとの報告もあり、特に小規模事業体においてはその傾向が顕著にあらわれております。また、高度経済成長期に整備された水道管の老朽化が進み、脆弱な経営基盤のゆえ、老朽管の更

新が追いつかない事業者も増えてきている状況にあります。

水道料金の減収は、施設の維持・更新費用の確保も難しくなるといった経営環境の悪化を招くこととなります。こうした状況を踏まえて、国では広域連携に向けた基盤強化計画の策定など都道府県の役割を明記しただけでなく、2011年の民間資金活用公共施設整備促進法、いわゆるPFI改正において導入されたコンセッション方式を水道事業にも適用できるとしたものであります。

このコンセッション方式は、行政側が公共施設の資産を保有したまま、長期間、民間事業者に運営権を売却・委託する方法の一つで、民間企業の持つ資金、人材、ノウハウを投入することにより効率的な経営と財政赤字を圧縮する効果があるとされ、既に関空、伊丹、仙台空港事業で導入され、さらに浜松市では下水道事業において導入されているところであります。

今般の改正水道法のコンセッション方式による運営権の売却・委託方式は、あくまでも事業運営における一つの選択肢を与えられたものでありますが、先ほど議員がおっしゃられるように海外では悲惨な結果を生んだ例もありますし、必要の可否については慎重・冷静に判断しなければならないと考えております。

なお、水道法第1条において、憲法第25条の生存権の保障により、「公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」ことを究極の目的として、そのために「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことが直接の目的として掲げております。清潔な水を豊かに安く供給することが、水道事業を預かる者の使命であると考えております。

今後におきましては、村民本位に立った事業運営に努めてまいり所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 水道事業は、利用者も相当今後減ると、経済状況も本当に厳しくなるということでも民営化するという事なんでしょうけれども、こういった地方にはそういったことが来るのかどうかちょっとわかりませんが、ただ、広域化のほうでちょっとお伺いしたいんですけれども、既に平成28年2月ですか、国からの通達は来ていると思うんですけれども、国が民営化と一体に推進することですけれども、全ての水道事業者に対して経営基盤の強化と経営効率化の推進を図る1方策として広域的な連携強化を検討することを求めています、各、全国でこれを受けて検討していると聞いておりますけれども、福島県はどういった状況なのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） 7番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

水道事業の広域化につきましては、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情や事業統合など、共同経営だけでなく管理の一体化等の多様な広域化が提唱されているところでございます。

既に全国では、数はまだ多くはございませんが、広域化、共同化が行われた自治体もございます。その内容としましては、事業の統合、施設の共同化、施設管理の一体

化など、各種パターンの事例が報告されている状況でございます。

広域連携の協議会の設置状況でございますが、既に一元的に水道事業を実施しております東京都を除く全ての道府県において広域連携に関する検討体制が設置されている状況にはございますが、実際に協議会等の組織が設置されておりますのは34道府県となっております。福島県においては現在のところ組織の設置はされていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 34道府県では検討が始まっていると、福島県内ではまだ検討始まっていないということですが、こういった広域化についても、これから国の指導権をもって県でも全県で検討するということと言われてくると思いますけれども、この広域化についても、これを許していくと地域の自己水源の放棄や簡易水道の廃止になるおそれがあるとも言われております。身近な水源を住民参加で守っていくことが大事なことだと思いますので、水道事業の広域化についても今後反対していくべきだと思います。

それと、先ほども村長のほうからちょっとお話がありましたけれども、水道管の耐用年数や老朽化が問題になってきていると、全体を見るとですね。この西郷村は現在の状況と今後の推移ですか、この水道管の、どうなっているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

水道管路の老朽につきましては、水道管の法定耐用年数というものが40年とされておりますが、実際には法定耐用年数で更新されることは非常に少ない状況でございます。

各自治体の判断にもよりますが、更新する設定年数というものは、ダクタイル鋳鉄管ですと60年から80年と言われております。また、硬質塩化ビニール管、VP管と言われておりますが、そちらにつきましては50年から60年とされております。平成27年度の統計でございますが、全国の管路延長67万キロメートルとなりますけれども、その中で、その40年を超えている管路経年化率というものは13.6%、また、福島県においては9.6%となっております。

また、村では平成9年度から老朽管更新事業に取り組みまして、それで布設がえを行ったことから、0.2%と現在のところ低い状況でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 老朽化というか、耐用年数から言うと西郷村は0.2%ということ、しばらくそういった交換しなくてもよい状況で進むということでしょうか。これはどのくらい、何年ぐらい先までそういった状況があるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

村の総布設延長というのが142キロメートルございます。耐用年数を40年で考えた場合には、5年後から経年化した管路が発生する状況にございます。仮に60年として設定した場合には、25年後からその経年化した管が発生してくる状況にございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 耐用年数40年ということですが、それでは今はそれ以上に、硬質塩化ビニール管というんですか、VP管ですか、それでも50年から60年、鋳鉄だと60年から80年もつということになれば、しばらくは西郷村の場合、老朽化に対しては心配しなくてもいいという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

現在、老朽管の更新需要というのは少ない状況にございますが、最近の地震、大雨等の影響が各地で頻繁に起こっておりますので、更新化も含めて、その耐震化というものが今は求められています。そちらを重点に村としては今後考えていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

それと、水道事業の収支について、現在どういう状況なのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

水道事業会計の収支状況につきましては、一定期間の経営成績を示す財務諸表といたしまして損益計算書というものがございます。平成29年度決算での純利益は約7,500万円ございまして、この利益につきましては平成30年度第3回定例会におきまして議決をいただきまして、今後の老朽化等に伴う配水管の更新事業のため建設改良積立金及び減債積立金へと処分させていただいたところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 平成29年度で7,500万円プラスというか、これまで累積だと幾らぐらいあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

建設改良積立金及び減債積立金を合わせまして、約3億5,000万円ほどございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 災害とか震災の場合、相当な出費が予想されると思いますけれども、先ほどの老朽化の耐用年数、それから見ると、それだけを見ると相当なお金がプラスになっていくのかなと思います。できれば水道料金、西郷村はちょっと安いほうだと聞いておりますけれども、あんまり金ためると、何もなければです、何かあれば

ぼんと出ちゃうんですけれども、少し水道料金の値下げにもちょっと考えていってもらいたいなと思います。

さらに、今、水道事業問題でテレビ、新聞等ですつときて、あれだけ強行採決されたと、国会で。そういった意味では、今の村の考えというかな、現在の考えを村民に対して何か広報か何かで知らせるべきかなと思うんですけれども、そういったことはどう考えているか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

水道法改正の村民への周知ということでございますが、他市町村の状況を見ますとホームページ等で周知を行っている例が多いようでございます。村におきましても、村民の皆様への周知というものは非常に大切だと考えておりますので、実施の方向で進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。じゃ、そういった方向でお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時02分）

